

第百九十四回国会

総

務

委

員

会

議

録

第十二号

平成二十八年四月七日(木曜日)
午前九時六分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

官

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

政府参考人

内閣府大臣官房総括審議官

官

政府参考人

内閣官房総括審議官

官

委員の異動

同日

辞任

補欠選任

務台 俊介君

青山 周平君

瀬戸 隆一君

橋本 岳君

和子君

青柳陽一郎君

和子君

橋本 岳君

和子君

けであります。倍増しておるわけであります。

この最近のサイバー攻撃の特徴、あるいはシステムを防護する面でどのあたりを留意しなければならないかをまずお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のニシティで観測できる攻撃の数というのは、先生御指摘のとおり、大変ふえてございます。その中には、ウェブカメラでありますとか火災報知システムといった、いわゆるIOT機器を標的とする新たなサイバー攻撃が多数観測されるようになってございます。

こうした新しい攻撃手法に対応するためには、システムの防護面におきましては、不審なプログラムの検出など内部に侵入されないための対策に加えまして、内部に侵入された後も機密情報にアクセスできない仕組みがありますとか、あるいは外部との不正通信をできるだけ早く検出してそれを撃退するというような仕組みなど、我々多層防御と申し上げておりますけれども、複数の対策を組み合わせてシステムを守るというが必要になつてくるというふうに考えております。

あわせて、迅速な初動対応を可能とするための実践力を身につけたセキュリティ人材の育成強化を図るということも重要ななるというふうに考えていいるところでございます。

○橋委員 いろいろなところから攻撃はやつてくる、全部を防ぐということがなかなか難しくて、今、多層防御というお話をいただきましたが、やはり攻撃があるということを前提にしながら、その攻撃が発生した際にどう被害を最小化するかということを、特に対処方法を体得しなければならない。このあたりを今回の機構さんの演習の眼目とされている、このように伺つておるわけありますが、今ほどの統括官の御答弁を踏まえて、どのように演習の内容を工夫されるのか、お伺いいたします。

○南政府参考人 お答えを申し上げます。

現在総務省が実施しております演習は、改正法案が施行されると、NICTの方に移管をされ

まして、主体的に実施していただことになります。

これによりまして、NICTが蓄積しております技術的知見でありますとか大規模な設備をこれまで以上に最大限に活用することが可能になります。

して、演習の規模ですとか対象を拡大することも可能になりますが、この分野は、先生御指摘のとおり、常に最新のシナリオを御用意して演習を実施しなければいけないということで、先ほど御説明申し上げましたとおり、IOTを標的としたような攻撃シナリオというものは今ございません。

そうしたものを新たに御用意するでございますとか、これからNICTが実施するようになりますと、演習に係る見珺でとかノウハウがたくさん蓄積をされるようになりますので、それを通じまして演習の質の向上も図られるというふうに期待をしているところでございます。

今後とも、NICTと連携して、常に最新のサイバー攻撃を想定した効果的な演習を実施できるようになります。

○橋委員 IOTというお言葉も今いただいたわけであります、そういう最新の状況に即応していくべきよな準備をしていただく、大変いいことだと思っておりますが、この機構の演習につい

ては、対象を地方公共団体の職員まで広げてい

ただいているわけで、やはり国、地方を通じてサイバー攻撃に備えていかなければいけないんだ

うと思います。

そこで、実は、内閣委員会の方では、昨年の日

本年金機構への攻撃に鑑みまして、サイバーセ

キュリティ基本法改正、この審議が終わつていま

して、その中で、内閣サイバーセキュリティセン

ター、いわゆるNISCの監視対象を国の独立行

政法人等に拡大する、年金機構も対象にする、こ

ういうことになつておるわけであります。

内閣委員会の質疑でもあつたようであります

が、今、実は、マイナンバーカードに絡みまして、付数が伸びていない。こういった要因につきまし

ては、さまざまことが考えられるところでござ

います。

交付までに、市区町村での事前の事務処理も一定の時間を要するということをございます。

また、住民の方をお待たせしないようにといふことで、窓口混雑緩和のために交付通知書の送付を段階的に行つて、こういつた市区町村もあるところでございまして、また、申請者の御都合によつては、来庁までなかなかいただけない、いろいろなことがあります。

○福山政府参考人 お答えいたします。

御指摘ございましたサイバーセキュリティ基本法の改正によりまして、国の不正な通信監視の対象となる特殊法人、認可法人につきましては、当該法人に係るサイバーセキュリティが確保されない場合における国民生活や経済活動への影響を勘案してサイバーセキュリティ戦略本部が指定することとされていると承知をいたしているところでございます。

地方公共団体情報システム機構、J-LSISを内閣サイバーセキュリティセンター、NISCの監視対象とするか否かにつきましては、J-LSIS自身の意向も踏まえまして、総務省といたしましてもNISCの検討に協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○橋委員 今、マイナンバーカードに係る業務と

いうものが追加されている中で、やはりJ-LSISの存在といふものも随分変わってきているんだ

うと思つております。ぜひまた御検討いただきたいなど思つてあります。

あわせて、マイナンバーカードの申請状況なり

国民の皆さんへの交付状況につきましては、せん

だつての委員会でも多くの委員からも質問等があつたわけでありますけれども、改めて、今、自治体の方にかなりの枚数が配達されていて、交付

されます。何よりも既にマイナンバーカードの交付申請をされた住民の皆様にできるだけ早く交付

できますよう、また、これから申請する住民の方につきましても申請から交付までの期間が短縮さ

れますように、総務省といたしましても、J-LS

ISや市区町村とも、関係者とも協力しながら銃

取り組んでまいりたいというふうに考えており

ます。

○橋委員 なかなか一日二日ということはないに

して、梅雨どきぐらいの暑くなるころなんか、ぜひ頑張つていただいて、やはりこれを行き

渡らせて、そしてマイナンバーカードはこういう

ふうに使えるんだという活用面ももう少し国民の皆様に早く感じていただけるよう、関係者の御努力をお願いしたいと思います。

さて、続きまして、今回の法改正の中では、インターネット・オブ・シングス、IOTというのが法文の中に出でてくるわけであります。

これは、総務省が推進してまいりました社会全体のICT化というのが新たな発展段階に到達したことに対応する概念というふうに理解をしております。随分、高市大臣の方も、ICTを社会全体に行き渡らせるということで、先頭に立って頑張つていただいたわけですが、今回のこの法文の中のIOTというのは、多様かつ多数のものが接続された、そういうシステムだ、このよう書いてございます。

具体的にどのようなものがネットワークに接続されて展開していくのか、大臣の御見解をお伺いいたします。

○高市国務大臣 IOTの時代におきましては、これまでインター網に接続されることを想定していなかたさまざまなもののがインターネットに接続されて、そこで収集されたデータの利活用によって、新たなサービスの創出でとか展開、それから国民生活の利便性の向上につながるということが期待されています。

具体的には、自動車ですかドローン、また、衣類、身体計測器、家電などの身の回りのもの、それから道路、橋、街灯などの都市施設、農地また家庭に設置されるセンサー、こういったものの接続を想定しています。

ですから、例えば、肌着にセンサーを組み込んで、心拍数や消費カロリーなどの情報をクラウド上に蓄積しまして体調管理をサポートするサービスなどが可能になります。これらはもう既に一部提供され始めておりま

す。

○橋委員 さまざまなものとインターネットのネットワークがつながっていくことによって新たなる価値が創造されるということでありまして、今まで総務省さんは、さまざまな分野掛けるICT

ということで、ICTを利用したいいろいろ革新、イノベーションということを進めてこられたと思います。そのときに、やはり大臣お話をあつたとおり、何を接続するか、その接続するものがしっかりと接続されていることが非常に大事ではないかと私は思つてます。

それで、幾つかお伺いしてまいりたいと思います。まず、医療掛けるICT、ここではやはり電子カルテというものがネットワークに接続していくかなければ、医療情報連携基盤というのが全国展開できない、あるいは医療・介護連携がなかなかできなきものと思つております。

病院における電子カルテの普及状況と、政府の目標、取り組みをお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

電子カルテの導入率に関しては、四百床以上の一級病院、いわゆる大病院でございますけれども、平成二十六年度時点です七七・五%。これを平成三十二年度までに九〇%に引き上げていくと他方、ここに含まれない、いわゆる小規模の中小クリニックの電子カルテの普及率につきましては、まだ三五%にとどまっているのが現状でございまして、御指摘のような医療情報連携基盤の全

国展開を進めしていく上に当たりましては、大きな病院のみならず、こういったクリニックあるいは薬局の参加を促していく仕組みがどうしても必要になるというふうに考えております。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

教育の情報化は、近年少しづつ進みつつはございましたけれども、電子黒板につきましては約九万台ということことで、一校当たりにしますと約一・六

台・タブレットにつきましては十五万六千台といふことで、一校当たりにするとまだ四・五台の整備にとどまっているのが現状でございます。

連携を可能とするツールと言われるものの開発も行つたところだございまして、その成果はガイド

という形で公表もさせていただいているところでございます。

また、昨年厚労省さんと一緒に、共同で開催いたしました懇談会におきまして、モバイル端末と

言われるものを活用した、もっと低廉でセキュアな新しい医療情報の連携のネットワークができるようになったとおり、何を接続するか、その接続するものがしつかり接続されていることが非常に大事ではないかと私は思つてます。

それで、幾つかお伺いしてまいりたいと思います。まず、医療掛けるICT、ここではやはり電子カルテというものがネットワークに接続していくかなければ、医療情報連携基盤というのが全国展開できない、あるいは医療・介護連携がなかなかできなきものと思つております。

病院における電子カルテの普及状況と、政府の目標、取り組みをお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

電子カルテの導入率に関しては、四百床以上の一級病院、いわゆる大病院でございますけれども、平成二十六年度時点です七七・五%。これを平成三十二年度までに九〇%に引き上げていくと他方、ここに含まれない、いわゆる小規模の中

小クリニックの電子カルテの普及率につきましては、まだ三五%にとどまっているのが現状でございまして、御指摘のような医療情報連携基盤の全

国展開を進めしていく上に当たりましては、大きな病院のみならず、こういったクリニックあるいは薬局の参加を促していく仕組みがどうしても必要になるというふうに考えております。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

教育の情報化は、近年少しづつ進みつつはございましたけれども、電子黒板につきましては約九万台ということことで、一校当たりにしますと約一・六

台といふことで、一校当たりにするとまだ四・五台の整備にとどまっているのが現状でございます。

このため、総務省では、全ての診療所、薬局に

既に導入しておりますいわゆるレセコンと言わ

れているものをうまく活用して、これらの薬局や診療所からクラウド上に医療情報を集約すること

によりましてできるだけ安いコストで医療情報の

発信をしております。

また、今度より、プログラミング教育の全国

展開に向けた取り組みにも一部着手する予定でございまして、引き続き、文科省と連携しながら、

教育現場にどんどん導入が進んでおりましたが、さまざまな教材も開発されているわけであります。しかし、これまた、そういう電子黒板やタブレットが教室に行き渡らなければ、教育掛けるICTは実現していかないわけであります。

これについても、普及状況とお取り組みをお伺いいたします。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

教育の情報化は、近年少しづつ進みつつはございましたけれども、電子黒板につきましては約九万台

ということことで、一校当たりにしますと約一・六

台といふことで、一校当たりにするとまだ四・五台の整備にとどまっているのが現状でございます。

○南政府参考人 お答えいたします。

各府省におきます電子決裁につきましては、情

報のデジタル化、ペーパレス化等によりまして

行政の生産性向上を図るために、電子決裁推進の

整備の障壁になつてているというの何かといふ

ことにつきまして、全国の教育委員会に聞き取り調査を行いました結果、やはり予算をとるのが難しい、あるいは効果的な活用法がわからないといったような声が寄せられているところでござい

ます。

このため、総務省では、文科省とともに連携をしながら、どんな端末であつても、多種多様なデジタル教材を全国どこからでも利用できるような

オープンな教育、学習のためのクラウドプラットホームというものを構築できないかということの実証を進めさせていただいております。現在、世

界六カ国で七十を超える学校の生徒さん約一万名の方々に現に御利用いただいているところでございまして、できるだけ多くの過疎地域あるいは海外の日本人学校といった多様な活用事例を蓄積、

発信していっているところでございます。

また、今年度より、プログラミング教育の全国

展開に向けた取り組みにも一部着手する予定でございまして、引き続き、文科省と連携しながら、

教育情報化の推進に努めてまいりたいというふう

に考えております。

○橋委員 ICTのリテラシーといふこともありま

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ためのアクションプランというものを策定いたしました、政府全体で推進しております。

されると思います。特に、例えば北海道のように、こういった場所が省エネエネルギーの面でもいいのでないかと私は思うわけですが、見解をお伺いいたします。

具体的な期限に関しましては、実は、ドイツですとか韓国といった先行的に取り組んでいる諸外国におきましては、I.O.T.に関しましてはいざれはないかと、いろいろと考えたところでございます。

それで、最後にあと一問、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴うことについて御質問をさせたいいただきたい。大臣の方に順番にお伺いしてまいりたいと思います。

ます。これは平成二十五年度の五五・三%と比べまして、着実に向上しております。このアクションプランに定めます目標は平成二十七年度末までに政府全体で六〇%でございますが、これを達成したところです。

データセンターにおきましては、大量のサーバーを冷却するための空調設備が必要であるということで、大量の電力が必要となっているところでございます。一つのデータといだしましては、運用経費の四割から五割を電力使用料が占めるといったデータもあるところでございます。

御指摘のとおり、気候が冷涼な地域におきまし

も二〇一〇年に向けた集中的な取り組みを進めて
いるというところでございまして、我が国も、二
〇一〇年は東京オリンピック・パラリンピックが
開催される年であるということも踏まえまして、
法律の施行から二〇一〇年を含みます五年間とし
う切りのいいところの支援を可能とするために、
平成三十三年度までの时限ということにさせてい
ただきたいというふうに考えておるんでござい
ます。

は、民間で張りめくらせていくということにござり、大体、法の趣旨としては終わつたと。しかし、あともうちよつと残つてゐるところもあるというところで、そこは今の考え方でいえば、公的な支援も含めて充実させていくことなのかな、このよう思つています。

我が国における光ファイバー等の固定系超高速ブロードバンドの利用環境であります、平成二十七年三月末時点では九九・〇%まで、これは世帯数ですけれども、進歩してゐるわけであります。

が、総務省行政管理局におきましても、職員研修を充実するなど、支援を行つてまいりました。また、閣僚懇談会、政務官会議とかにおきまし

タセンターへの省電力化を図る取り組みが行われてお
りまして、実際に、御指摘のように北海道あるいは青
森県などにおいては、そのようなデータセンターが運
用されているということを承知しているところでござい
ます。

○橋委員 時限をある程度切って、積極的に、精力的に行なうということというふうに理解しております。

総務省さん、本当に、大臣を先頭に社会全体のICT化ということで、やはりネットワークにど

十七年三月末時点ではナナ・〇九まで、これは世帯数ですけれども、進捗しているわけであります。しかし、まだ一%の世帯が残っている。これは山間部とか離島とか、やはりなかなか整備効率の上がらない分野でありますけれども、しかし、そういうたとえでも、インターネット、プロードバンドへの欲求というのは非常に強いものがあるんだろうと思つております。

今後でございますが、さらに大臣等政務の決裁処理の電子化を推進するために、持ち運び可能なタブレット端末を利用いたしまして決裁を可能と

ズに応じたデータセンターが整備されていくことは大変望ましいものと考えております。本法案による支援あるいは税制支援を通じてデータセンターの地域分散化を図つてまいりたいと考えているところでございます。

ういうものをつないでいくかいろいろなことが考えられるわけでありまして、こういったことについては、今まで取り組んでおられること、あるいは取り組んでおられないでいるいろいろなところで起こっていること、そういうもののをぜひ広く取り上げていただき、情報通信白書とかいろ

ハントへの欲求というのは非常に強いものがあるんだろと思つております。こういつたところにどのように取り組んでいかれるのか、大臣にお伺いいたします。

○橋委員 この分野については政務二役の皆さん
の御協力がどうしても必要でありますので、総務
以上でござります。

お願いしたいと思うわけであります。

いろいろな場面で、まだぜひそういうことをより深めたり、あるいは提言をしていただきたいと思っております。

例えば、交通ICカード、これはJR西日本のものですが、こういったものも大変今全国的に普及をし、かつ、JR各社全て相互乗り入れ

総務省では、地方公共団体が条件不利地域において固定系超高速ブロードバンドを整備される場合に、事業費の一部を補助することでその整備を促進しているんですが、この取り組みを加速化させようと思つております。平成二十八年度から、財政基盤が危険な市町村につきまして補助率のかけられないので過疎地・離島などの条件不利地域でござります。

そして、インターネット・オブ・シングス、そのためのテストベッドの整備、そしてまたデータセンターの整備、こういったことに今回機構として

○南政府参考人 お答え申し上げます。
I-O-Tを活用した新しいサービスの創出、展開
ということは基本的には民主導で行われるべきもの
でいらっしゃるところを伺っておりますが、I-O-Tが

できるといふことで、物すごく、ある意味では、私的に言えどもインターネット・オブ・シングスだと思ひます。こういつたものについても、余り情報通信白書の中に直接出てこない感じもありますが、ぜひ目を向けていただき、いろいろなシンクタンクの方をこれから総務省さんとして積極的にお取り組みいただきたいなということは要望として申し上げておきたいと思ひます。

せようと思つております。平成二十八年度から、財政基盤が脆弱な市町村につきまして補助率の引き上げを行つて、支援措置の拡充を図つてまいります。

T。必ずしも専門家でない立場からいと、ついでいくのに一生懸命なんですかけれども、先ほどこのI・O・Tに関して、大臣はどうですかといふといふ影響を及ぼす面について答弁の中でお触れになられたというふうに感じております。

ただ、私自身、もちろんこれから、今は想像もつかないようなライフスタイルとか社会システムとかにつながる大いなる可能性があると期待する一方で、やはりこれまでさまざま議論になつておりますが、A・Iといふ人工知能が、いわば心臓部、電腦空間としてこれからますます発展するんでしょう。それから、ネットワークは、恐らく、生き物に例えて言えば神経回路ですね。いよいよそれが物理的実体を持つた、これは自動車であれば電製品であれさまざまなシステムであれ、いよいよ電腦空間が肉体を持ち始めるのではないかと思つています。

その意味で、状況はさま変わりするのではないか可能性を持つてゐることであると同時に、あるいはそれ以上に、もし、悪意を持つてこの物理的な設備なり施設を誤作動させる、あるいは悪用するという事例が仮に今後出てくるとすれば、これまでサイバー・テロといえれば情報漏えいなり個人情報をその観点からよく議論されてきましたが、むしろ現実社会、現実の生活空間においてさまざまの危害を物理的、実体的に及ぼす可能性がこれからぐっと高まるという認識が一方で必要ではないかと思います。

○高市国務大臣 おつしやるとおりだと思います。

I・O・Tは、先ほどは割と生活に身近な例を申し上げましたけれども、それでも、自動車ですか医療機器、工場で使用される制御機器など、国民の命、安全にかかるものが含まれますので、I・O・Tのセキュリティー確保というのは本当に必要不可欠なものでございます。

NICTで、先ほどお話を出ました、nict erを開発しまして、I・O・T機器を標的とした新たなサイバー攻撃を多數観測するとともに、攻撃の分析を実施しております。この観測結果を公表するとともに、研究成果を発展させて、自治体に注意喚起も実施しています。

一方、総務省では、このI・O・T特有の性質といふことに注目した総合的なセキュリティーガイドラインを策定しなきゃいけないと考えております。今、経済産業省と連携して、I・O・T推進コンソーシアムのもとに、平成二十八年、ことしの一月二十日にI・O・Tセキュリティワーキンググループを設置しました。

具体的には、セキュリティを考慮したI・O・T機器の設計とネットワークへの接続方法などに関する議論を行いまして、ことしの五月を目途にガイドラインを取りまとめる予定です。

まだまだ課題は多いと思います。I・O・TとA・I、これはもう切り離せない問題になつてきますので、人工知能につきましてもしっかりとセキュリティを確保しつゝ、より人の脳の働き、こういったものに着目をしながら、そしてまた大量の電力を消費する、こういった事象もございますので、また別途、NICTの中でも、その研究も進めら

れています。

○小川委員 折しも、月末は高松で、情報通信大臣会合でござります。ぜひ、こういった新しい局面展開についても、大臣がこの国際的な会議体の場をリードしていただけることを御期待申し上げたいと思います。

その観点で、少し、昨日の事務的な説明の中で、私は自身ちょっとと不十分じゃないかと感じた点をお聞きしておきたいんです。

○高市国務大臣 おつしやるとおりだと思います。

I・O・Tは、先ほどは割と生活に身近な例を申し上げましたけれども、それでも、自動車ですか医療機器、工場で使用される制御機器など、国民の命、安全にかかるものが含まれますので、I・O・Tのセキュリティー確保というのは本当に必要不可欠なものでございます。

ク・パラリンピック・ロンドン大会では、一億件のサイバー攻撃が会期中二週間に発生しているということを、これは宣伝なのか、ちょっとと場合によつては喧伝ともとられかねないほど大きく扱っています。それから、イギリス政府は六年前からサイバー攻撃対策を実施しているんだということもあわせて表明しておられる。

これは、実際に二億件ですかとお聞に余る件数ですよね。どういう攻撃ですかとお聞きした、あるいは、それに対する対策はあったのか、免れていないのか、そこら辺の分析はどうなつていますかというふうにお聞きしても、どうなつていても、そこら辺の分析は明快な回答が返つてこない。

この辺、あわせてちょっとこの委員会の場でお聞きしたいと思いますが、これは、二億件とか六年からとか、数を宣伝するのは結構ですが、中身の分析なり、対策で学ぶべきものがあるのかな

のか。このあたり、どうなつていてますか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

これはもう切り離せない問題になつてきますので、人工知能につきましてもしっかりとセキュリティを確保しつゝ、より人の脳の働き、こういったものに着目をしながら、そしてまた大量の電力を消費する、こういった事象もございますので、また別途、NICTの中でも、その研究も進めら

れています。

○小川委員 折しも、月末は高松で、情報通信大臣会合でござります。ぜひ、こういった新しい局面展開についても、大臣がこの国際的な会議体の場をリードしていただけることを御期待申し上げたいと思います。

その観点で、少し、昨日の事務的な説明の中で、私は自身ちょっとと不十分じゃないかと感じた点をお聞きしておきたいんです。

○高市国務大臣 おつしやるとおりだと思います。

I・O・Tは、先ほどは割と生活に身近な例を申し上げましたけれども、それでも、自動車ですか医療機器、工場で使用される制御機器など、国民の命、安全にかかるものが含まれますので、I・O・Tのセキュリティー確保というのは本当に必要不可欠なものでございます。

身についてもう少し説明できるほどに、努力をぜひお願いしたいと思っております。

その上で、今度は、NICT、情報通信研究機構において演習を実施していくことになります。ここらあたり、政府のサイバーセキュリティセンターと、それから情報通信研究機構がどう役割分担しているのかということも、極めて重要な議論だらうと思います。

その前提で、二十七年度に実施した八十組織、二百人に対する演習を、今度は五百組織、千五百人に拡大するんですね。それはいいことだと思います。これはどういう狙いで、どの部分が拡充されるのか、そのあたりについて少し御説明いただきたいと思います。

○南政府参考人 お答えを申し上げます。

平成二十七年度におきましては、実はこれは総務省が予算事業として実施した段階でございます。そこで、先ほど御指摘がありましたとおり、八十組織、三百人ということで、国の行政機関、重要インフラ事業者を対象に行つたものでございます。

今回、法律が改正いたしますれば、今後はその業務をNICTの方に移管しまして、本来業務に位置づけたことによって、NICTが主体的に実施していただこうことになります。

それに伴いまして、これまで十分生かし切れていませんでしたNICTが有しておりますさまざまの技術的な知見、あるいは大規模なクラウド設備をもつと最大限に活用させていただくことによりまして、演習の対象でありますとか規模を拡大できるというふうに考えております。

今まででは、どちらかといえば東京一ヵ所で、政府系機関あるいは独法、重要インフラ事業者のみを対象にしておりましたけれども、今後は、私ども総合通信局があります全国十一ブロックを対象にして、開催場所もふやしていきたいと思っておりますし、対象につきまして、地方自治体に対しても広く参加を呼びかけてまいりたいと考えております。今までのシナリオにはなかつたよう

○福本政府参考人 お答えいたします。今申し上げたデジタル・フォレンジック調査でありますけれども、これは日本年金機構において外部の専門組織に委託をして行つたものでございまして、具体的には、端末とかサーバーのログあるいは不正アクセスの記録を収集、解析して、過去どういうことが行われたかというのを、残されているものを復元するような形で調べるということでございますけれども、そこにどれだけのものが残っているか、あるいは復元できるかというところで、技術的な限界があるということは事実でございます。

ただ、そのフォレンジック調査の中で、感染が疑われる端末は大体三十一台ございました、サーバーが一台、共有ファイアルサーバーが一台、これを調査したわけでけれども、その中で新たに流出した可能性のあるファイルというのも発見はされています。

例えば、これは公表もしていますが、機構職員の個人情報、機構職員に関するファイルがここにあった、あるいは業務マニュアルがアクセスされて出ている可能性があるというようなところがその解析の結果出ていますけれども、今先生が御指摘の、いわゆるお客様の情報というものについては、その解析の結果見当たらなかつた、百二十五万件以外には見当たらなかつたということです。

一定の限界があるということでございますが、現在の技術を用いてできるだけのことをした結果、今こういう状況であるということでござります。

○小川委員 世の中、常に、喰元過ぎればではありますけれども、少し時間がたちますと、話そのものが話題に上らなくなりがちであります。しかし、一年たつた今も、もちろんこれ以外にないことを期待したいと思いますが、なつかな、そうしたことは確認するらるのが技術的には現実の問題としては難しいという状況があります。

大臣、この年金機構の事例もそうでありました

し、また、これからますます厳しさを増していく

サイバー環境の中で、恐らく、国民の政府に対する

個人情報の取り扱いや、あるいは情報管理そのものに対する信頼感というのは必ずしも高くない

ということを前提に物事を考えていく必要がある

んだと思います。

それとの関連で、これもどうしても外せません

から、この場をおかりしてお聞きしたいと思いま

す。

鳴り物入りで始まつたマイナンバー制度についても、年明け以降、トラブルが続出しているよう

であります。

それから、大臣、暗証番号の設定に関連してト

ラブルが発生しており、そのシステム改修に乗り

出している、一昨日ですか、そういうことにつ

いても会見の場でお認めになつたというような報

道もございます。

このマイナンバーに関して、年明け以降起き続

けたトラブル、それから、一昨日の会見でお認め

になつた暗証番号設定に係るトラブルでシステム

改修に乗り出している、そこら辺の事実関係につ

いて少し御報告をいただきたいと思います。

○稻山政府参考人 J—I-LISのシステムトラブル

の状況でございます。

一月中旬以降、地方公共団体情報システム機構、J—I-LISのカード管理システムが一時不安定な

状況となりまして、多くの市区町村におきまして

カードの交付等の業務が行えなかつた、こうした

事案が一月から二月にかけて七回発生をいたして

おります。

このシステムトラブルにつきましては、J—I-

LISにおきまして調査を進めております、中継

サーバー内の暗号処理装置の動作に関する部分に

あるものと現状考えているところでございまし

て、中継サーバーを二回にわたりまして改修いた

しました。三月四日と三月十一日でございますが、

その後、J—I-LISのシステムにおいて重大な障

害は生じていないものと承知をいたしております。

大臣、この年金機構の事例もそうでありました

す。

さらに、ただいまございましたICチップの関

係で改修に乗り出しているという関係でございま

すけれども、これは、暗証番号登録時にシステム

障害、通信集中が起りますと、そのシステム障

害を不正アクセスと誤認し、ICチップがみづか

らデータを壊してしまって、こういった報道もござ

いますけれども、これは事実誤認でございます。

事実といたしましては、カード交付時に暗証番

号の設定が必要でございますが、その処理の際に

過度に通信が集中いたしますと、市町村のコミュニ

ケーションサーバーへの情報が到達する前に情

報処理が中断される、こういった場合がございま

して、こういったケースでは、市町村みずからが

再設定ができないということになつておりますも

のですから、J—I-LISで速やかなカードの再發

行をする対応をとつております。

ただ、そういうことでござりますので、そういつ

た事案に対応いたしましたために、J—I-LISにお

きましてシステム改修を実施いたしまして、今週

にも横浜市において運用を開始する予定でござい

ます。そういう結果を踏まえまして、全国でも

同様の対策を講じてまいりたいとつうふうに考え

ております。

○小川委員 システム改修の件について、今御

説明で、軌道修正されたということだと思います

が、それでも、一月から七回にわたる、一時

的にはいえシステムダウン、これは大変残念なこ

とであります。

大臣、これの受けとめについてもお聞きしたい

ですし、それから、大変重大な事案でしたけれども、年金機構においては、それぞれ担当理事の交

代を含めて厳正な処分が行われているようです。

マイナンバー導入期に当たつて、私も、そういう

意味では、個人的に敬愛する先輩方がいらっしゃる環境ですから、非常に申し上げにくい。申し上げにくいでありますが、しかし、やはりこの導入

期をめぐるこれだけのトラブルの多発ということ

について、役員の任命も含めて、そのまま四月一

日を素通りしたようであります。それで、これに

対する批判も一部あるようです。

大臣、これは一定処分なり、そういうことに

ついても許認可権限者として御検討いたく必要

があるのでないかと思いますが、この受けとめ

と、それから情報システム機構内部における担当

役員等の処分について、その可能性について言及

していただきたい。

○高市国務大臣 七回にも及ぶシステム上のトラ

ブルにつきましては、せつかく多くの先生方が御

尽力をくださつて制度設計してきたマイナンバー

制度という制度の信頼そのものにかかることで

すから、本当に大変残念に思い、J—I-LISに対

しても、昨年来そしてまた最近も、理事長にしつ

かりとした対応を要請しているところです。

J—I-LISは、御承知のとおり、地方公共団体

情報システム機構法に基づいて、マイナンバー制

度の基幹業務などをを行うために地方公共団体が共

同して運営する地方共同法人でござりますから、

その運営というのは、やはりこの機構法に基づい

て、人事も含めて、地方三団体の御代表や有識者

が参画される意思決定機関である代表者会議のガ

バナансのもとにに行われております。

ですから、これも法律に基づいて、役員人事は、

代表者会議が理事長及び監事を任命する、もしく

は解任する、理事長は代表者会議の同意を得て副

理事長や理事を任命する、解任するということに

なつておりますので、人事についてはJ—I-LIS

自身によって主張的に御判断いただくほかはない

と考えています。

総務省は、マイナンバー制度の実施を担当する

省庁ということになりましたので、今はまず、と

にかくカードを円滑に、できるだけ早く国民の皆

様にお届けするように、J—I-LIS、市町村、そ

してまた事業者と緊密に連携するということを

もって責任を果たしてまいりたいと思います。

どうしても法的に人事への介入ができるないこと

は御理解いただきたいと存じます。

○小川委員 非常に申し上げにくいことではあります。そ

これから、人事の法制上の面も含めて今大臣の御答弁がございましたが、全般的な監督権限、許認可権限等々を通して大臣の御意向というのは非常に大きな影響力もございますので、その限りにおける大臣の責任についてもぜひ御自覚をいただきたいと思います。

残り一分です。

かねてから何度もお尋ねしておりますが、ふるさと納税について。

大臣 また今般、換金性の高い返礼品等について自粛要請をされた。これは相次ぐ要請ですね。大臣御就任以降だけ数えても、一度目、二度目ですか。

私は、被災地の寄附金が非常に減っている一方で、返礼品に力を入れている自治体については非常に増嵩しているという、この傾向そのものも危惧しています。

ひとつ、もうお認めになつた方がいいんじやないかと思ひますが、あると納税はもはや割安な、安価な、手ごろな、お得なカタログショッピング化している、だからこそ大臣は一度ならず二度までもこうした要請をせざるを得なかつた。そのことをお認めいただければどうかと思ひます。

○高市国務大臣 それでも、やはりふるさと納税の本来の趣旨、ふるさとへの思いや地方団体の取り組みを応援する気持ちを形にしておられる方があたくさんいらっしゃいます。昨年の豪雨の際にも、被災地に随分たくさんふるさと納税での御支援をいただきました。東日本大震災の発災直後も、随分たくさんの方が応援をしてくださいました。

昨年の四月に、おっしゃるとおり、総務大臣通知で良識ある対応を要請いたしております。その結果、現在把握している限りでは、五百十二団体で改善をしていただきました。

ところが、先般からまた、今度は返礼品が金券であつたりパソコンであつたりということで、これが不ットオーランションに出品されて転売されているというような事例がございましたので、やはりもう一回制度の趣旨に沿つた運用を進めていた

だくという観点を徹底するために、金銭類似性の高いもの及び資産性の高いものについては返礼品としないように、少し去年よりは記述を明確化して、再度、四月一日に通知を发出いたしました。

これは、税法上、返礼品の経済的な価値が一定額を超えた場合には一時所得となりますから、一時所得として申告納税が必要となるものであり、やはり納税者の皆様にもそれを御理解いただきたいですし、特に、責任を持って対応されるべきは自治体であると思いますので、再度要請を行いました。

しつかりと取り組んでいたくことを期待して、フォローしてまいります。

○小川委員 追つて議論したいと思います。
ありがとうございます。

○遠山委員長 次に、高井崇志君。

きょうも、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

○高井委員 岡山から参りました高井でございます。このサイバーセキュリティ演習を行うようになると、いきょうは、NICTの法案、そしてNICTがいう内容であります。

このサイバーセキュリティについては、去年の五月の末、日本年金機構の情報漏えい事件があつて、恐らくそのすぐ、発覚して翌日の内閣委員会で、私、当時、質問通告を全部変えてこの質

問をしたのを覚えております。それから、内閣委員会では実に八回、それからこの総務委員会でも二回、サイバーセキュリティの強化の必要性について質問をしてまいりました。

そのことが今回の法改正には一定程度反映されていると思いますので、評価はしたいと思います。

けれども、幾つか課題もありますので、御質問をさせていただきます。

まず、NICTに、サイバーセキュリティに詳しい職員というのは何名いるんでしょうか。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

NICTの全体の職員は四百十九名おるんです

けれども、そのうち、サイバーセキュリティを

専門とする常勤の研究者というのは十五名でござります。そのほかにも、NICTでは、研究内容に合わせまして有期の契約を行つております職員も雇用しております。それらを含めると三十三

名という体制になつております。

こういった体制で基礎的、基盤的なセキュリティ研究を推進していくことになります。

それも、これから新しく追加される演習という業務につきましては、新たにNICTにおきまして、それを専門的に行う組織というのも新設をしていただいだところでございます。

これから大事なのは、シナリオを幾つかつくっていくという過程におきましては、こういった研究者のみなならず、学識経験者でありますとかベンダー、あるいはトップガンと言われるような卓越した知識を持つていて、演習業務を円滑に遂行していくけるような体制の確保というのに配慮してまいりたいと思っております。

○高井委員 今、十五名という数ではやはりとても足りないと思うんですね。いろいろ手当では講じているという御説明でありますけれども。

これはNICTに限らず、我が国全体のセキュリティ人材というものは、一月二十六日の日経新聞によると、二十四万人不足をしているという記事があります。

我が国全体のセキュリティ人材をどうやって育成していくのかという点と、それから政府におけるサイバーセキュリティ人材、これも圧倒的に少ないと思いますけれども、こうした人材をどのように確保していくのかについて、内閣官房の見解をお聞かせください。

○高井委員 私、去年の内閣委員会で、菅官房長官がサイバーセキュリティ本部長でございますの

で、菅長官に同様の質問をしたところ、やはり、今の内閣のサイバーセキュリティセンター、NISCでありますけれども、このNISCの体制で

は全く足りないということも十分認識しておりますし、また、政府として、そうした人材を育成することも、日本には非常に少ないわけであります

ので。そういう認識を去年の七月三日の時点では持たれていて、それに対して、今おっしゃつていただいたような取り組みが進んでいる。

このことも評価はいたしますが、実は、先週、内閣委員会で、サイバーセキュリティ法の改正審議で私はお聞きをして、NISCの人員というの

は、平成二十六年度が八十人、それから二十七年

度、百二十名、二十八年度、今現在百六十人であつて、さらに、遠藤担当大臣から、今年度中には百八十名までふやしたいということで、倍増してい

るわけであります。

一方で、御紹介したんですが、実は、アメリカ

ではNISCに相当するような機関に六千名のサイバーセキュリティ専門家がいる、あるいは、フランスも五百人だったのを去年七百名まで増員をした、そういうような記事がございます。こうしたことを考えますと、まだまだ足りない

わけでありまして、今の千人という御説明も、NISCに千人ならこれはすごいなと思ったんですけれども、政府全体で千人ですから、それは政府のいろいろな各省庁に分散をしているわけでありまして、やはり、それぞれ各省庁にいることも大事ですけれども、サイバーセキュリティというの非常に専門的な要素が必要で、それから、何か危機があつたときには即時に対応しなきゃいけないということで、やはり中央のNISCにもつと人を集めおかなければいけないし、権限も集中させておかなければいけないと私は思っています。

それで、今回、NICTがその一翼を担うわけですが、先週のサイバーセキュリティ法の改正では、IPAという経済産業省所管の情報処理推進機構も担う。あるいは、この委員会でも、J-LIS、地方公共システム機構、ここもセキュリティをやっていますので、こういった分野の団体にも協力をしてもらつて、私は、やはりNISCも、内閣のかなめである、サイバーセキュリティのかなめであることをもうちよつと権限を集めて、一体として二元化して取り組むべきだということを考えておりますけれども、そういうお考えはないでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答えを申し上げます。
サイバーセキュリティ対策を進めるに当たりましては、各政府機関等において、セキュリティ人材の確保、育成に取り組むことが極めて重要なだと考えております。
それぞれの政府機関等におきましては、その業務の特性などに適したサイバーセキュリティ対策を実施することが必要であります。このためのセキュリティ人材につきましても、まずは、各機関において計画的に確保、育成していくことが重要だと考えております。

なお、内閣官房におきましても、引き続き、各府省庁との連携強化を図りまして、政府一体と並んで、人材育成を含みますサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○高井委員 ここはぜひ、連携するというだけじゃなくて、もう一段権限を持つたサイバーセキュリティセンター、NISCの機能強化というのを、あと、もちろん人数もふやさなきゃいけない。これは財務省との予算の問題、あるいは定員の問題があるので、一筋縄ではないと思いませんけれども、しかし、これからオリンピック・パラリンピックもある、あるいはサミットもある、このサイバーテロというのは非常に脅威でありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、この総務委員会では、地方自治体のサイバーセキュリティ、これはやはりJ-LISがしっかりと担つていくべきで、今回、サイバーセキュリティ法の対象にJ-LISは入つていませんが、J-LISをNISCの監査等の対象になるように検討でありますけれども、これは前回の内閣委員会で、今後、総務省と協議をしていきたい、相談していくべきだということになりますので、ぜひ、J-LISをNISCの監査等の対象になるように検討もいただいたいと思っております。

○谷脇政府参考人 お答えを申し上げます。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

の垣根を越えて推進していくべきものであると考えております。

特に経済産業省との関係では、総務省はIOT基盤整備やその利活用の推進、また、経済産業省は生産性向上、競争力の強化といった観点から、おのおの中心的な役割を担うものと認識をしております。

○高井委員 ここはぜひ、連携するというだけじゃなくて、もう一段権限を持つたサイバーセキュリティセンター、NISCの機能強化というのを、あと、もちろん人数もふやさなきゃいけない。これは財務省との予算の問題、あるいは定員の問題があるので、一筋縄ではないと思いませんけれども、しかし、これからオリンピック・パラリンピックもある、あるいはサミットもある、このサイバーテロというのは非常に脅威でありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、この総務委員会では、地方自治体のサイバーセキュリティ、これはやはりJ-LISがしっかりと担つていくべきで、今回、サイバーセキュリティ法の対象にJ-LISは入つていませんが、J-LISをNISCの監査等の対象になるように検討でありますけれども、これは前回の内閣委員会で、今後、総務省と協議をしていきたい、相談していくべきだということになりますので、ぜひ、J-LISをNISCの監査等の対象になるように検討もいただいたいと思っております。

○谷脇政府参考人 お答えを申し上げます。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

して、私は去年、実は内閣委員会で、総務省のICT、経産省のICT、それぞれ何名りますかと聞いたら、総務省は八百四名だ、それから経産省は百十名だ。これだけの、合わせると九百十四名でICT政策を担つている。しかし、内閣官房には三十四人しかいない。

そして、総務省がやつていてる仕事も、かなり各省庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化とかそういったことを一生懸命やつていて、もう本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事を本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事をおまかせして、こういうことを考えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかなと思います。

引き続き、経済産業省も含め、産学官によるオール・ジャパンの体制を確保いたしまして、有機的に連携しながらIOT政策を推進してまいりたいと考えております。

○高井委員 連携はしておられるという説明なんですかけれども、形上の連携というか、どの程度、やはりお互いが行き来をしたり、研究会なんかはお互いがオブザーバー参加とかしているという説明は聞いておりますし、昔、私も総務省の職員で、当時に比べると大分連携も進んだのかなという印象は受けますが、しかし、まだまだ不十分で、私は、もう一緒になった方がいいんじゃないかということが持論であります。

そういう意味でいうと、もう一つ大事なのは、IOTのテストベッドや研究開発といったことも今まで思つていています。

○谷脇政府参考人 お答えを申し上げます。

たゞ、このIOT政策というのは総務省と経済産業省、両省にまたがつていて、いろいろな政策の説明を聞くと、かなり、今年度の予算について本の成長戦略の柱に据えなければならない政策だと思います。

そこで、ちょっと次の話題でIOT、このIOTの業務に追加されるわけですが、私は、このIOT政策というのは極めて重要な、日本を立たせたいということあります。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

このIOT総合戦略室がICT、ITの総合調整

を担うには人が非常に少な過ぎると思っておりま

す。

このIOT総合戦略室が

IC

T、

CT、

経産省の

IOT、

それぞれ何名りますかと

聞いたら、総務省は八百四名だ、それから経産省

は百十名だ。これだけの、合わせると九百十四

名でICT政策を担つている。しかし、内閣官房

には三十四人しかいない。

そして、総務省がやつていてる仕事も、かなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

そこで、大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省庁の総合調整機能を担つておられますので、委員の提案も踏まえながら、そこは検討していきたいと思います。」そういう答弁をいたいたわけでござります。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省庁の総合調整機能を担つておられますので、委員の提案も踏まえながら、そこは検討していきたいと思います。」そういう答弁をいたいたわけでござります。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省庁の総合調整機能を担つておられますので、委員の提案も踏まえながら、そこは検討していきたいと思います。」そういう答弁をいたいたわけでござります。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省庁の総合調整機能を担つておられますので、委員の提案も踏まえながら、そこは検討していきたいと思います。」そういう答弁をいたいたわけでござります。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省庁の総合調整機能を担つておられますので、委員の提案も踏まえながら、そこは検討していきたいと思います。」そういう答弁をいたいたわけでござります。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

そこで、大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもう一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう

本当にIT総合戦略室がやつてているような仕事

をやつていて、こういうことを考

えると、私はもうと一緒にやつた方がいいんじゃないかな

と思います。

これは大臣にちょっとお聞きをしたいんですけど、総務省がもう今既に大臣のもとでかなり各省

庁にまとまる、農業のIT化とか医療のIT化

とかそういったことを一生懸命やつていて、もう</

るというふうに思つておりますけれども、大臣のお考えはいかがでしようか。

○高市国務大臣 今、大変総務省に高い評価をいただきながらの御質問を賜つたと思って、感謝を申し上げております。

このＩＴ総合戦略室ですけれども、やはりこのＩＴ総合戦略室でもあります。ですから、政府全体のＩＣＴ政策の司令塔でもございまして、総務省を含めた関係府省と連携して、総合調整機能を持つていただいていると思っております。

そしてまた、ＩＴ総合戦略本部のメンバーとしては、当然、内閣総理大臣を筆頭に、私ども閣僚も、また有識者も入つておりますので、それはまた総務省が個別に進めている政策とは違つて、もつと本当に日本政府全体、そしてまた日本国内全体を俯瞰した対応ができる場所だと思っております。

総務省は、当然、農林水産業ですか医療ですか、あと教育、できるだけ生活に身近な分野で今ＩＣＴの利用を最大限に進めていくこととで、各府省に対して積極的に提案はしておりますし、さまざまなかい議に各府省から職員に来ていただきで同席もしていただき、取りまとめをしていっております。しかしながら、やはり総合調整機能を有するＩＴ総合戦略室とはしっかりと連携しながらやつてまいりたいと思っております。どうしても、本当に、予算づけですか、新たにその役所で新規の政策を立ち上げていただく、そして連携をする、そういう重要な場面におきましては、閣僚同士で話をしていくことが重要かと思います。やはり全体の総合調整機能と事務局とというのは必要だと思っております。

人の問題ですけれども、総務省の方でも、これから本法案を御審議いただいて、もしも成立しましたら、またさらに考えていくべきこと。

それから、Ｉ・Ｏ・Ｔ社会を実現していくべく、けさからいろいろ御指摘がありましたセキュリティーの問題ですか、実際の実用化に向けた政

策も構築していかなければなりません。Ｇ７の情報通信大臣会合でも、やはり各国と、セキュリティーの問題であつたり国際標準化の問題であつたり、

さあざまな議論をしていかなければなりませんので、私どももいっぱいの人の員の中で精いっぱいの努力をしている、そういう現状でござります。

○高井委員 まず、ＩＴ総合戦略室がそもそも今三十四人という体制ではもう回らなくなっています。私は思つていてまして、この後質問することにも絡んでくるんですけれども、ＩＴ総合戦略室でやつてほしい仕事はいっぱいあるんですけど

も、本当に今手いっぱいで何かストップしちゃつて、いるような感じがあります。総務省ももちろん忙いのはよくわかつていますが、ただ、総務省がやつてほしいう仕事がかなり、ＩＴ総合戦略室が担当すべき仕事も総務省が横串機能として今やつてあるという現状もありますから、ならば、もういつそ、そこと一緒にした方が、私は、よりうまく回るんだろうと、いうふうに思つております。

一番理想は、経済産業省も合わせて情報通信庁のようなものができて、そこが総合調整機能を発揮するのが理想だと思いますが、それが無理であります。されば、ＩＴ総合戦略室の機能を総務省に移すなり、それもなかなか難しければ、まずは、今、総務省の総合調整機能を、総務省の中で今各省の調整連携をやっている人たちを内閣官房に出すといふことによって、その総合調整機能がより発揮されるという面があると思いますので、ぜひそこは御検討いただけたらと思います。

それでは、きょうは成長戦略を策定されている高鳥副大臣にお越しいただいています。私は、この日本再興戦略、毎年六月にできる、ことしも六月に向けて準備しているんだと思いますが、この成長戦略に、やはりＩ・Ｃ・Ｔ、これも昔入った方だと思いますが、それでも六つ大きな項目のうちの一つであり、しかも四番目に書いていますね。

私は、アベノミクスがうまくいかない最大の理由は、やはり成長戦略が不十分で、成長戦略が不十分なのは、あれもこれもいろいろなことを書き過ぎるからだ。やはり何か集中して、この分野でやるんだと。例えばドイツは、インダストリー・四・〇、第四次産業革命といつて、製造業のＩ・Ｔ化を

とにかくやるんだといって、それでＥＵの中で今確固たる地位を占めている。あるいは、イギリスやアメリカは、金融業のＩ・Ｔ化、フィンテック、これをとにかく力を入れてやるんだと。

こういう、何かやはりめり張りというか、この分野をとにかくやるんだというメッセージがないと、いろいろな省庁がいろいろやりたいことをただ集めて成長戦略をつくても、これは成長につながらないと思っておりますので、そういう意味では、この成長戦略の柱にＩ・Ｔ、Ｉ・Ｃ・Ｔを据えるべきだと考えますけれども、お考え、いかがでしょうか。

○高鳥副大臣 高井委員にお答えをさせていただきます。大変貴重な御指摘をいただいたと受けとめさせていただきます。

現在、成長戦略の進化に向けて、生産性向上を実現するための規制改革、それから成長を支える人材の創出、そして成長市場の拡大、これは農業とか観光、ヘルスケア産業等でござりますけれども、これについて、産業競争力会議や官民対話において検討や議論を行つてあるところでござります。

本格的な人口減少社会の突入を前に、日本経済が持続的に発展をする、これを実現するために、議員御指摘のとおり、生産性の向上は必須であると考えております。そうした観点からも、Ｉ・ＴあるいはＩ・Ｃ・Ｔの活用は大変重要であると認識をいたしております。

こうした中、Ｉ・Ｔの利活用につきまして、情報産業に限らず、農業とか医療とか、それから教育、観光、サービス業など、これまでＩ・Ｔとは無縁と思われていたような分野も含めて、あらゆる産業

において進んでおりまして、取り組みを加速するための方策について、産業競争力会議等で今真剣に御議論をいただいているところでございます。

引き続き具体的な検討を進めてまいりまして、民間議員や有識者の意見、提言を踏まえまして、年間目標を設定いたしまして、年間目標を達成するための方策について、産業競争力会議等で今真剣に御議論をいただいているところでございます。

○高鳥副大臣 お答えをいたします。

今委員御指摘になられました、ファイナンスとテクノロジーをかけ合わせた造語であるフィンテック、これについては、今のところ明確な定義がされていないことありますが、広い意味で、金融とそれからＩ・Ｔの融合による金融サ

ビスとされているところでございます。近時、大変注目度を高めているところでございます。

これを踏まえまして、「日本再興戦略」改訂二〇一五においても、金融業における戦略的なIT投資を促進する旨の記載は行っているということでございます。

他方、IT企業によるモバイル決済やビットコイン等の金融サービスの提供といった新たな動きも見られておりますが、これらを含め、フィンテックは、技術革新やデータ利活用を通じて、低コストで良質な金融サービスを利用者に提供できる点に意義があるものと考えております。

こうした金融サービスの大きな変化の中で、新たな資金の流れや新しい市場の創出が期待されるところから、フィンテックは成長戦略を進める上で将来有望な成長分野と期待が高まっていると認識をしております。

こうした考えに基づきまして、去る一月の産業競争力会議において決定をいたしました成長戦略の進化のための今後の検討方針の中で、フィンテックに関し、検討・推進する旨を明確に位置づけたところでございます。

いずれにいたしましても、年次に取りまとめを予定します次期成長戦略に、フィンテックの最近の動きや議論を適切に反映してまいりたいと考えております。

○高井委員　おととい、超党派の国会議員に呼びかけて、それからフィンテック業界の方からも集まつていただき、勉強会をやつたんです。そのとき、フィンテック業界から五、六十人来ていただきましたけれども、やはり、フィンテックという言葉が明確に入つてないというのは非常に寂しい、何か日本国としては余り応援していないんじゃないとか捉えられます。やはりこういうのはイメージというか印象も大事なので、ぜひフィンテックという言葉を入れてほしいです。

○牧島大臣政務官　金融庁に対する御質問でござります。お答えいたします。

フィンテックの動きということにつきましては、もちろん、利用者の保護とか不正の防止などの観点も留意しなければなりませんが、金融機関の国際競争力を日本においても確保するということとで、対応を図つていくことが重要だと考えております。

○牧島大臣政務官　金融庁をはじめ関係省庁の皆様方と連携し、フィンテック時代に対応するための具体的な取り組みを進めてまいりたい、かように考えております。

○高井委員　フィンテック、金融業のIT化です。私は、やはりICTを所管する総務省も、このフィンテック、もっと頑張つていただきたいなどと思っております。

あと、IT戦略本部、先ほど申しましたことも、というのは、このフィンテックというのではなくて、いろいろな省庁にまたがつて、この間もその勉強会で聞くと、例えば犯収法、犯罪収益移転防止法の本人確認が非常に厳しくて進まないんだとか、あるいは書類をつくるのに金融機関の本人確認法の問題があるんだとか、いろいろな多省庁に、さつと見回りの手間を減らしたり、特に子牛の出産で失敗が起らないよう、子牛一頭七十万円は下がり始めたらそれを畜産農家の方に知らせられるサービスも、これだけでも死亡による損害は減らるうと思います。

それから、農業、畜産の分野でも、農家の方々の見回りの手間を減らしたり、特に子牛の出産で失敗が起らないよう、子牛一頭七十万円は下がり始めたらそれを畜産農家の方に知らせられるサービスも、これだけでも死亡による損害は減らる、また畜産農家の方々の労力も減っていく。それから、健康寿命、健康長寿ですね、これも日本だからこそとれるデータというのが非常に多いと聞いておりますので、多くの国民が健康に長生きできるように、さまざま身近な分野を中心洗い出しもしながら、当然フィンテックも例外ではありませんので、しっかりと取り組みをしてまいります。

○高井委員　私は、フィンテックというのは金融業のIT化にとどまらないというのが持論で、社会が変わったんですね。もうお金を持たなくてよくなる、あるいは、私は金融機関に言つていって、銀行はもう要らなくなりますよ。銀行は、実際、グーグルとかフェイスブックとか、日本でいえば楽天とかヤフーとか、そういう大きなインパ

テック研究会を立ち上げまして、幅広く現状と課題、政策対応を考える検討を始めております。八人を超える専門家の方々をお集まりいただきまして、さまざまな御議論をいただき、フィンテックが企業の経営それから家計の行動に与えるインパクト、あるいは新たなデータの活用、ITシステムの変革の可能性などについて、議論を重ねてきましたところでございます。

○中山政府参考人　お答え申し上げます。

フィンテックは、金融サービスのIT化を超えて社会に大きなインパクトを与えるものだと認識しております。

○高市国務大臣　総務省のスタンスとしまして

は、ITO-Tというものを、これから国民生活で使った上で、国民生活の利便性を高めるために使っていただきたい、それも、いつまでも実証をしているというよりは、さらに事業化に向けても進めていきたい、そんな強い思いを持つて取り組みをしております。さまざまな分野の洗い出し、それから実証への支援もしておりますけれども、フィンテックももちろんその中の重大な柱でございます。

今後、やはり、先ほど自民党の委員が出しておられたけれども、交通ICカードなども活用しながら、個人の属性というものに対応したサービス、おもてなしサービスというのも、これからラグビーワールドカップですかオリンピック・パラリンピック東京大会に向けても実現をしていくんだろうと思います。

それから、農業、畜産の分野でも、農家の方々の見回りの手間を減らしたり、特に子牛の出産で失敗が起らないよう、子牛一頭七十万円は下がり始めたらそれを畜産農家の方に知らせられるサービスも、これだけでも死亡による損害は減らる、また畜産農家の方々の労力も減っていく。それから、健康寿命、健康長寿ですね、これも日本だからこそとれるデータというのが非常に多いと聞いておりますので、多くの国民が健康に長生きできるように、さまざま身近な分野を中心洗い出しもしながら、当然フィンテックも例外ではありませんので、しっかりと取り組みをしてまいります。

大臣、成長戦略の中にこのICTをぜひ入れていただきたいという質問通告だったと思つんですけれども、それに加えて、このフィンテックといふことも含めて大臣のお考えをお聞かせください。

○高井委員　私は、フィンテックというのは金融業のIT化にとどまらないというのが持論で、社会が変わったんですね。もうお金を持たなくてよくなる、あるいは、私は金融機関に言つていって、銀行はもう要らなくなりますよ。銀行は、実際、グーグルとかフェイスブックとか、日本でいえば楽天とかヤフーとか、そういう大きなインパ

クトを持つた社会変革だと思っていますので、そういう意味で、私は、経済産業省であつたり総省、あるいはIT戦略本部がぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう時間がなくなりましたが、最後に、きょう国立国会図書館の館長にお越しいただいて、実は、MANGAナショナル・センターというのを、マンガ・アニメ・ゲーム議員連盟、古屋先生が会長ですけれども、これが提言をして、国立国会図書館の支部として設置すべきという提言を出して進んでおります。でも、恐らくこれは国立国会図書館では決められないというお答えだと思うので、ちょっときょうはもう時間がないので、館長にはぜひ前向きに議論で決めてることだと思いますから、それを踏まえて前向きに捉えていただきたいと思います。

総務大臣に最後に、今度は、デジタルアーカイブ、このMANGAナショナル・センターというものはデジタルアーカイブの部門も置くんですね。これは私は、総務省がもっと中心になつてやるべき分野だと。今、内閣官房に各省連携のチームがあるんですが、さっき言つたようにIT総合戦略室はもう人が足りませんから、ですからやはり、総務省、昔はやつていたんですね、もっと総務省が主導してやるべきだと考えますけれども、最後に大臣、お考えをお聞かせください。

○遠山委員長 簡潔な御答弁をお願いします。

○高市国務大臣 総務省でもワークショップを平成二十四年から毎年開催していることは、御承知いただいているかと思います。

東日本大震災に関するデジタルアーカイブ構築を行なう自治体への補助、国立国会図書館と連携しながら、そのデータを一元的に検索活用できるアーカイブの構築にも取り組んできました。それから、やはり関係省庁でしっかりと連携するということで、平成二十七年九月には、知的財産権の扱いですか、図書館、博物館などの既存施設の活用が鍵となりますので、この関係省庁連絡

会議が発足しましたので、しっかりと連携をとつてやつてまいりたいと思っております。

○高井委員 時間が来たら終わります。

自動走行を聞けなくて申しわけありません。ま

た今度聞こうと思います。

○遠山委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正案についてお尋ねしたいと思います。

サイバーセキュリティ対策を進めていく中心

はサイバーセキュリティ戦略本部であると認識しています。

そして、戦略本部は、国家安全保障會議、NSCと密接な連携をとるとしています。

では、日米同盟の強化を掲げる国家安全保障戦略には何と記されているでしょうか。

「幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化」の項には、次の表記があります。

事態対処や中長期的な戦略を含め、運用協力及び政策調整を緊密に行うとともに、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い協力を強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく、このように述べられています。

内閣官房、お越しでしようか。以上の記述に間違ひございませんか。

〔委員長退席、坂本(哲)委員長代理着席〕

○芹澤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおりでございます。

○田村(貴)委員 軍事戦略上にサイバー空間があるということ、それから日米の協力強化をここで述べているということです。

○遠山委員長 簡潔な御答弁でお願いします。

○高市国務大臣 総務省でもワークショップを平成二十四年から毎年開催していることは、御承知いただいているかと思います。

東日本大震災に関するデジタルアーカイブ構築を行なう自治体への補助、国立国会図書館と連携しながら、そのデータを一元的に検索活用できるアーカイブの構築にも取り組んできました。

それから、やはり関係省庁でしっかりと連携するということで、平成二十七年九月には、知的財産権の扱いですか、図書館、博物館などの既存施設の活用が鍵となりますので、この関係省庁連絡

ちょっと読みます。「サイバー空間における国際的に自由な情報の流通を確保するために、日米両国政府はサイバーセキュリティに係る国際的な議論を主導し、官民を挙げた国際連携を推進すべきである。その際、安全保障分野における連携強化を基本とし、インターネットエコノミー政策協力対話やサイバー対話をさらに充実させ、官民に

議論を主導し、官民を挙げた国際連携を推進すべきである。その際、安全保障分野における連携強化を基本とし、インターネットエコノミー政策協力対話やサイバー対話をさらに充実させ、官民に

ゆるガイドラインでは、日米両国政府は、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要なプラ及びサービスを防衛するために協力すると書かれているわけあります。

今のは、ガイドラインの「宇宙及びサイバー空間に關する協力」、この中に書かれているところなんですけれども、お尋ねします。

重要なプラ及びサービスの防衛のためには、今回案件となつている情報通信研究機構、この機構のサイバーセキュリティ演習での知見もその協力から排除されないのでないかとうふうに思つうわけですけれども、確認したいと思います。いかがでしようか。

○前田(哲)政府参考人 お答え申上げます。

一般的に、自衛隊や米軍の活動は、電力、交通あるいは通信といつた社会インフラに依拠をしておりまして、防衛省といたしましては、こうした社会インフラに対するサイバー攻撃、これは自衛隊や米軍の任務遂行の上で大きな阻害要因となる可能性がある、このように考へてあるところでございます。

こうした社会インフラのサイバーセキュリティの確保は、自衛隊や米軍の任務をきちんとやつておこまして、防衛省といたしましては、こうした社会インフラに対するサイバー攻撃、これは自衛隊や米軍の任務遂行の上で大きな阻害要因となる可能性がある、このように考へてあるところでございます。

○田村(貴)委員 承知をしていないと言いますが、それでも、その文書の下の断りには、ガイドライン、サイバー防衛協力の推進、こうした注釈もあるわけなんですね。そういうふうに理解しております。

○遠山委員長 その会議は、総務省情報通信国際戦略局長、これは総務省の局長さんですね、情報通信国際戦略局長とアメリカの国務省大使との会議であります。しかし、日米軍事同盟のもと、ガイドラインまで民間の共同声明では掲げられるという事態に至つてはいるわけであります。

我が国のサイバーセキュリティ対策が米国とのサイバー戦略に組み込まれていつてしまふのではなく、日米軍事同盟のもと、ガイドラインまで民間の共同声明では掲げられるという事態に至つてはいるわけであります。

御指摘の日米ガイドラインの記述は、このようない協力の方向性についてお示しをしたものでござります。

その上で、重要なプラ及びサービスの防護のために、情報通信研究機構が有する知見を活用することも排除されているものではない、このようになります。

○田村(貴)委員 今のは重要な答弁でありまして、安全保障それから防衛的なところに、やはり

この情報通信研究機構の演習の知見が、利用する、協力する、その範疇に含まれることは排除しないといったところもあるわけあります。そこでお伺いしますけれども、総務大臣は、今まで法規に出てますけれども、総務大臣は、今度、法規に出てますように、情報通信研究機構の中長期目標を許可する際に、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聞かなければならないというふうにしています。

ところが、機構は、もう四月から新しい五ヵ年計画がスタートをしております。始まつたばかりなんですかけれども、この法規、総務大臣が意見を聞くといつたところはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○高市国務大臣 まず、NICTの第四期中長期計画、五ヵ年ですが、これは平成二十八年三月三十日に認可をしました。

仮に、この法規をお認めいただいた場合でござりますが、法規に係る部分、すなはち、サイバーセキュリティに関する演習業務の追加、それからIOTを活用したサービスの創出、展開のためのテストベッド事業やデータセンター事業への支援業務の追加に関する部分については、総務省において中長期計画変更の認可申請を受け、必要な審査の上、私が認可を行うということになつております。

サイバーセキュリティ戦略本部に意見を聞く必要性に關することございますが、これは、サイバーセキュリティ基本法並びにサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、計画的、効果的に演習が実行されなきやなりませんので、演習の実施に当たっては、その対象や優先度、内容について、政府全体のサイバーセキュリティ関係施策の総合調整を行つておられるサイバーセキュリティ戦略本部に意見を聞くということにしたところであります。

○田村(貴)委員 五ヵ年計画が機構においてまつたばかりなんだけれども、すぐさま五月に計画の変更手続を行つたということであります。直ち

に機構がサイバートセキュリティ戦略本部に組み込まれていつてしまうというふうにも思つたわけあります。

○総務省においては、サイバーセキュリティ戦略本部におけるサイバー攻撃に関するデータの共有、研究開発の協力を加速化させるとしてあります。

一五、この文書の中で、米国との協力において日本におけるサイバー攻撃に関するデータの共有、研究開発の協力を加速化させるとしてあります。

とで、国民やあるいは官庁、企業、それから研究機関等の日本の情報が、日米の緊密な連携の名のもとに、米国とも日本側の情報が共有されていくという事態になつていくんでしょうか。総務省、お伺いしたいと思います。

○南政府参考人 御説明申し上げます。

アメリカとの情報共有につきましては、今御指摘のありましたサイバーセキュリティI-O-I五に基づきまして、NICTにおいてサイバー攻撃観察・分析・対策システム、いわゆるnicterの仕組みを使いまして、アメリカの大学との間でサイバー攻撃に関する情報を共有しているところです。

nicterというのは、御案内とのおり、データネットと呼ばれるいわゆる無差別攻撃の実態、使用されていないIPアドレスへの不正な通信の実態を観測しているものでございまして、地域別のさまざまな攻撃量と言われるものを観測してそ

の情報を探りたいと思います。これは、必ずしもアメリカだけにとどまらないで、ASEAN諸国でありますとかヨーロッパ、そういった各国ともさまざま形でこれから国際連携を強化していく必要があるというふうに思つております。

現時点で何か、私たちのサイバー防御演習の知見を活用したい、ノウハウを活用したいという具

体的な申し出、御要望があるわけではございませんけれども、一般論として申し上げますと、NISCCを中心として国際連携を進めていくに当たりまして、私どもとしても相応の貢献をしてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 貢献をしていきたいといったところも重要な答弁ではないかなどというふうに思います。

アメリカと日本のサイバーセキュリティに関する考え方というのは、やはり大きな開きがある

そうならないとおっしゃるんだつたら、その根拠を示していただけないでしょうか。それから、改正案はそれを防ぐ規定は存在しているでしょ

うか。

○南政府参考人 アメリカのサイバー戦略と結びつく、その戦略の全体を私どもは実は詳しく承知しているわけではないんですけれども、私どもが

今回の改正法で想定しております実践的なサイ

バード防衛演習と申しますのは、御案内のとおり、

国内の政府機関、重要インフラ事業者、あるいは自治体といったようなことのシステム管理者を対象として実施をする、そういう性格のものでござ

います。

ただ、先生御指摘のとおり、サイバーセキュリティの対策と申しますのは、御案内のとおり、

国境を越えてサイバー空間において行われるものでござりますので、一般論として申し上げますと、先ほど来から御指摘がありますとおり、NISC

という司令塔がございますので、その司令塔を中心

に国際連携を進めていくことは非常に大事なことだと私どもも承知をしております。

これは、必ずしもアメリカだけにとどまらないで、ASEAN諸国でありますとかヨーロッパ、

ふうにも思うわけなんですけれども、先ほどから政務官はお聞きになつておられるので、最後に御所見があればお伺いしたいというふうにも思ひます。

○田村(貴)委員 貢献をしていきたいといったところも重要な答弁ではないかなどというふうに思ひます。

○坂本(哲)委員長代理退席、委員長着席

○前田(哲)政府参考人 お答えいたします。

皆さんも御存じのように、アメリカというのは、サイバーウォークは、陸海空それから宇宙に続く第五の戦場というふうにも位置づけられているわけであります。私は、こうしたところを考えると非常に憂慮するところが多いんです。

防衛省藤丸政務官、きょうはお越しいただいています。後でちょっと質問させていただきたいんですけれども、きょうは、私は今まで、サイバ

セキュリティの日本における研究機構の演習が、日米同盟のとで、アメリカのサイバー戦略

が、日米同盟のとで、アメリカのサイバー戦略

であります。後でちょっと質問させていただきたいんですけれども、きょうは、私は今まで、サイバ

セキュリティの日本における研究機構の演習

が、日米同盟のとで、アメリカのサイバー戦略

であります。私は、こうしたところを考えると非常

に憂慮するところが多いんです。

答はそうではありません。中谷防衛大臣は、政務官の発言を会見の中で打ち消されました。それから、講演から一週間以上たつても、佐賀県、佐賀県民に対して、防衛省からも、そして政務官自身からも説明がされていません。

毎日、佐賀県ではこの問題が大きく報じられており、中、防衛省と政務官、どれを信用したらいいのかと佐賀市長が不信感を表明した、こういったことも報道されています。

佐賀県はこの問題で大きな騒動となっているわけですけれども、地方自治の大重要な問題で、そして政府の考え方を緊急にたどす必要性があると思います。ここであえて質問をさせていただきます。

政務官、よろしくお願ひします。

最初に、基本的なことをお伺いします。

防衛省が佐賀空港にオスプレイの配備を二年間にわたって要請してきたけれども、県民の同意は果たして得られているでしょうか。

一月十九日、我が党の仁比聰平参議院議員が参議院予算委員会で安倍首相に尋ねました。安倍首相は、現時点において地元の理解は得られていないと認識していますと答弁されました。過去二回、同じ答弁をされています。

政務官も同じ認識だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤丸大臣政務官 お答えいたします。

三月の二十八日に講演をいたしました。その際の私の発言が、これまで防衛省から地元に説明させていただいている内容と異なった見解を示したものとして受け取られまして、地元をいたずらに混乱させてしまつたことを深く反省しているところでございます。

私の発言としては、あくまでも、佐賀空港とその周辺の地域の振興を切に希望する国会議員としての立場から希望を申し上げたものであります。たしまして、佐賀県の関係者の方々をお詫びせしめ、地元への思いを発言したものでございます。

防衛省の見解とは異なる内容の発言があり、いつての立場から希望を申し上げたものであります。たしまして、佐賀県の関係者の方々をお詫びせしめ、地元への思いを発言したものでございます。

上げさせていただくとともに、今後、公の場における発言については厳に慎んでまいりたいと思います。

先生からの、今、御理解をいただいているのかということでおざいますが、これから理解をしていただこうことを努力したいと思つてはいるところでござります。

○田村(貴)委員 安倍総理は、現時点で地元の了解は得られないとの認識でありますと。政務官も同じ認識ですかと私は尋ねたんですけども、いかがですか。

○藤丸大臣政務官 はい、同じでござります。

○田村(貴)委員 そうだとおっしゃるんだつたら、なぜ政議を醸す発言、講演をされたのか。みんな、県民の方は困つておられます。

政務官は、概算要求の期限を理由に挙げて、概算要求が大体八月ですよね、それで、六月議会で決めてくださいとなると発言されています。いわゆる諾否判断の時期を特定されたというふうに講演会の参加者は受けとめています。これは防衛省の正式な考え方なのでしょうか。

○辰巳政府参考人 お答えをいたします。

防衛省としては、期限を決めて地元調整を行つていく考えはございません。

○田村(貴)委員 政務官、そうしたら、あの講演の発言は間違いでありますね。いかがですか。

○藤丸大臣政務官 そのときの発言は、六月に決めてくださいとなると、客観的に言わせていただいたんですが、希望を言わせていただきました。(田村(貴)委員「だから、間違い」と呼ぶ)国會議員としての希望を言わせていただきまして、防衛省の正式な見解ではございません。

○田村(貴)委員 政務官、だめですよ。この商工会研修会の会場に掲げられた演目、大きな垂れ幕がありますけれども、オスプレイ配備計画に係る地域振興計画について、防衛大臣政務官藤丸敏、ちゃんと書いてあります。それから、その写真が大きく新聞に載っています、報道されています。

そして、最後に政務官は、政務官であるが、国會議員として来た、やつてきたと述べて、政務官であることを自認されているんですね。ですかね、個人として要望を述べたというのと、これはちょっと通らない話であります。どうなんですかね。

もう一つお伺いしたいと思います。環境アセスメントの発言であります。

三十五ヘクタール以上だと環境影響評価をしなければいけない、僕は全部買えよと言つていて、でも、全部買うと調査をしなければいけない、一部買って、また次考えるというふうにしていいんじゃないかと言つていいんだけれど、これは重要問題ですよね。三十五ヘクタール以上だと佐賀県の環境アセスでアセスしないといけない、だから三十ヘクタールを買うんだと。その手のうちを見せたような考え方。

防衛省は、佐賀県の条例に定められた環境アセスの抜け道を探してたんですね。一部を買って、追加して購入する計画なんですか。しかと答えていただきたいと思います。

○辰巳政府参考人 お答えいたします。

防衛省としては、佐賀空港の西側に、駐機場や格納庫などを含む約三十三ヘクタールの施設整備を念頭に置いて検討を進めているところであつて、将来的な施設規模の拡大は考えておりません。

環境影響評価の手続につきましても、当然その条例に従い、適切に進めていく考えでござります。

○田村(貴)委員 それ以上の計画は考えていないと。しかし、政務官は、政務官として、それ以上全部買えよ、そして、買ってまた次追加と言われているわけですよね。今の答弁とは全く食い違います。

政務官、そのときの御発言、講演も、これは誤りですね、間違いですね。お答えください。

○藤丸大臣政務官 そのときの講演では、まず初めに、きょうは防衛省を連れてこなかつたのは、政務官ではあります、国会議員として来ましたと。私は皆さんの味方で、佐賀県がよくなることがあります。

を考えていますと、そういう上で、そのような発言は、私の隣ですから、地域が……（田村（貴）委員「私もそうなんです」と呼ぶ）はい。私の上も、福岡空港、飛行機いつぱい飛んでいきますので、いつも。そこで、そういう希望を、国會議員としての、地元を考えて希望を言わせていただきました。

ですから、間違いです。

○田村（貴）委員 佐賀新聞の論説記事があるんですね。お読みになつたと思うんです。大きいですよ、社説並みに書かれていました。議員の発言では通らぬ、発言の主は防衛省の政務官であり、大臣、副大臣に次ぐナンバースリーの立場だ。私的な発言だつたらいいという言い逃れは全く通用しないと。

これは県民の思いを代弁しているじゃないですか。この期に及んでも、個人的な見解、要望だとおっしゃるんですか。発言要旨は、地元紙それから全国紙の地方版にも全部紹介されています。後追いで載せている記事もあります。それをみんな読んでいるんですよ。

私は防衛省に真意を確認したいと言つたら、それはもう藤丸議員の発言ですから一切お答えするわけにいかない、わざわざペーパーまで持つてこられたんです。佐賀県の自治体もこれで苦しんでおられるんですよ。だから、あのときの発言については、政務官としての発言だつたら誤りだとお認めになるべきじゃないですか。

○藤丸大臣政務官 申しつけありません。政務官としてうかつでございました。おわび申し上げます。

○田村（貴）委員 これは本当の話なのかななどといったことについてもお伺いしたいと思うんですけれども、防衛省の佐賀空港の施設整備費等関連予算というのがあります。総額で百五億八千万円でありますけれども、この内訳については、佐賀県側が幾ら求めても、詳細は明らかにされませんでした。

政務官が行つたこの講演会では、スライドに投

影されたというふうにも報道されているんですねけれども、一覧表が出ております。そして、一覧表はもう発表されています。百五億八千万円の中に、用地取得費十四億円、それから移転等補償費一億九千万円、調査費二億四千万円、敷地造成費、一期工事七十五億九千万円、これは防衛省内の人じやないとわからない話ですよ。しかも、三役クラスじやないところした中身についてはわからないと思います。

これはどうなんですか。正規の防衛省の内訳であるんですか。政務官、どうなんですか。

○辰巳政府参考人 お答え申し上げます。

対案というものは、要すれば、安全保障法制、去年の安全保障法制に対する対案ですよ、廃止法案と言っているんです。

ところが、本当に民進党というのはどういう政党かわかりますか、皆さん。

彼らが野党のとき、〇九年に政権交代するまでに、もちろん、毎年のように自衛隊法改正はありました。でも、重要な安全保障に関する法案が大体二年に一度、自公政権で提出をされました。海賊対応だとかPKOだとかいろいろなものがありました。

が、全て民進党は反対、全て反対したんで重要法案に反対したんですね。

その民進党が政権をとった。民主党と民進党はどうでしたか。今まで反対していた法案全てをそのまま修正することなく執行したんですね。三年間。

その三年間の間、民進党は一切の修正法案は出しませんでした。前向きな法案も一切出さない、後ろ向きの法案も一切出さない。(発言する者あり)

○遠山委員長 静粛にお願いします。

○足立委員 民進党は、そうやって反対をし続けた法案、法律に乗つかつて三年間政権運営して失敗したんですよ。

そして、去年の安保法制。去年の安保法制に、結局、採決に加わらないで暴力を振るつて、そしてプラカードを掲げて邪魔ばかりした。特に、おおさか維新の会が対案を出して、日米同盟を基軸に抑止力を高めていたためには、政府・与党の法案がいいのか、おおさか維新の会の法案がいいのか、これをぜひ議論したいと言つたら、民進党と共産党が邪魔する邪魔する。そして、プラカードを掲げて一切の議論を前に進めなかつたんですよ。

その結果、今、しかし、政府・与党も御苦労があつたわけですが、法案は成立した。でも、我々は今も対案を示しています。対案をしつかり議論

しろと言つている。ところが、

今何をしてきているか。廃止法案ですよ、廃止法案。立つなよ。邪魔だから。

民進党というのは、結局、反対をして、反対をして、反対をした法案の上で三年間政権運営して、また反対をして、今度は廃止法案をもつて対案だと

と言つているんですよ。

この民進党と……(発言する者あり)いや、しかし、自民党的皆さん、この総務委員会、遠山委員長が中心になつてこの総務委員会をしっかりと運営しようということで御努力をされてきているのを、その御努力をされてきているのに対して……(発言する者あり)

○遠山委員長 御静粛にお願いいたします。

足立委員、足立委員に申し上げます。

質疑者は、ます、不規則発言に対して答えないと

ようにしていただきたいと思います。また、足立委員には、先ほど申し上げましたとおり、国民の

範囲内で、適切な表現に十分配慮して御発言をいただきたいたいと思います。

また、議場内の委員の皆様におきましても、委員会運営につきまして御協力をいただきたいと思

います。

○足立委員 いや、私は、委員長、委員長のお考

え、また御努力、よくわかります。しかし、それ

を破つているのは民進党と共産党なんです。それ

を放置することはあかんので、民主党と共産党が

言つてることを放置すると何が起ころかとい

うのを私が示してあげるだけなんですよ、こう

いうことになりますよ。民主党と共産党が言つ

ていることを認めたら、日本の国会はむちやく

ちゃになりますよ。日本の中もむちやくちゃにな

りますよ。実際に、あの民主党政権の三年間で、

福島も沖縄もむちやくちゃになつたでしょう。そ

れを私は皆さんにわかるように言つてはいるんで

す。それだけですよ。

大体、歌を歌つていいんだつたら、何でもいい

でしよう。違いますか。だから、その辺をやはりみんなしっかりしますよと言つているんです、僕は。いや、歌はいいですよ、まだ。歌はまだウ

イットというもので、私はそれはいいことだと思いますよ。むしろ積極的に評価しますよ。

しかし、この民進党と共産党が、安全保障法案について、廃止法案を出してあたかも対案を出していると胸を張つて、そしてこの大事なサイバー

セキュリティに関する議論、私も、これは、皆さん、私さう五問通告しています、五問。サイ

バーセキュリティに係る総務省の取り組みはどうなっているんだ、サイバーセキュリティに係る業務を、NICTが一番それが適当なのかどうか、また、年金情報流出を背景に始まつた個人情

報の問題、マイナンバーの取り扱いを今、年金についてはおくなせている、これについてどうするべきか、また、年金だけじゃない、医療や介護といつた社会保険に係るサイバーセキュリティは

大丈夫か、また、さらに言うと、私の事務所を含めて零細企業でもマイナンバーをこれから取り扱いますが、このセキュリティはどうなんだということを、きのうもみつちり事務方に通告をした上

で準備をしてきてますよ。

しかし、共産党、ふざけていますよね。だつて、何問か法律の議論をしたのを言いわけにして、私たちは法律の議論をしましたよということを言いわけにして、緊急性もない、地方自治にも全く関係ないテーマを延々として、ここで政府の防衛政策官に頭を下げさせる。これは国会の規律ですか、それが。

私は、共産党がきょう法律について質問したのは、単にそれは言い逃れるための証拠づくりであつて、本質的にきょう共産党は法律の審議し

たくなりますよ。また坂本筆頭理事も一五〇%御努力されたと思いますよ。悪いのは民進党と共産党です。民進党と共産党のよう取り組みをこの国

の最高機関が、國權の最高機関である国会が認め続けたら、この國はだめになります。私みたい

な議員がいっぱい出てきますよ。

だから、私は、私のやっていることがおかしい

ということはわかつています。わかっていますけれども、私がわからないのは、なぜ民進党や共産

党のような取り組みが認められて、私が今やつて

いることは認められないのかわかりません。

もし国会が、もし国民が、もし政治家の皆さん

が、衆議院議員の皆さんにきょう民進党や共産党

こうした民進党や共産党のこういうふざけた取り組み、自分たちが反対をし続けた法案に乗つかつて政権運営をして失敗した、自分たちがプラカードを掲げて反対した法案の廃止法案をつくる形で、それを対案だと言う、そういうことを、私が受け流したら、私が今やつているようなこと、私が今やつてているのは、民進党や共産党が言つていただいている尊敬する先輩政治家の皆さん、委員の皆様、そして何よりも遠山委員長、そして政府の関係各位には、この場をおかりして心から謝ります。

○足立委員 私は、きょうこのテーブルにお座りいただいている尊敬する先輩政治家の皆さん、委員の皆様、そして何よりも遠山委員長、そして政

府の関係各位には、この場をおかりして心から謝ります。

○足立委員長 足立委員に申し上げます。

足立委員におかれまして、足立委員の質疑の時間の中で、議題の範囲内ご議論をしていただき、できれば、御通告をいただいている質疑を続行していただきたいと申し上げます。

○足立委員 私は、きょうこのテーブルにお座りいただいている尊敬する先輩政治家の皆さん、委員の皆様、そして何よりも遠山委員長、そして政

府の関係各位には、この場をおかりして心から謝ります。

私は、遠山委員長はもう一二〇%御努力された

と思いますよ。また坂本筆頭理事も一五〇%御努力されたと思いますよ。悪いのは民進党と共産党

です。民進党と共産党のよう取り組みをこの国

の最高機関が、國權の最高機関である国会が認め続けたら、この國はだめになります。私みたい

な議員がいっぱい出てきますよ。

だから、私は、私のやっていることがおかしい

ということはわかつています。わかっていますけれども、私がわからないのは、なぜ民進党や共産

党のような取り組みが認められて、私が今やつて

いることは認められないのかわかりません。

もし国会が、もし国民が、もし政治家の皆さん

が、衆議院議員の皆さんにきょう民進党や共産党

二

恐らく」これは氷山の一角なんだろうというふうに思いますし、コンピューターだけではなくて、最近は複合機も含めてIPアドレスが割り当てられたこともありますし、そういうことの攻撃の危険性も考慮する必要があるんだろうと思います。

聞き及ぶ範囲でいえば、ネットワークやコンピューターに侵入できる欠陥、いわゆるソフトの脆弱性をついたものが大半と言われておりますが、中には、一度に大量のデータを送りつけてホームページをダウンさせる、これはよく、時々新聞なんかもにぎわせておりますけれども、DDoS攻撃も見落とせなくなっていると承知をしております。

ば、ぜひ教えていただければと思います。
○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。
最近のサイバー攻撃の特徴でございますけれども、委員御指摘のとおり、大量の通信を集中させてウエブサイト閲覧障害等を起こすいわゆるDDoS

S攻撃 それから、いわゆる特定の者に対してメトロールを送つて、そしてマルウエアに感染させる標的型メール攻撃、こうしたものが非常に深刻化をきております。

ランサムウェアによるものでございまして、いわばパソコンの中の情報を暗号化いたしまして、そして身の代金としてビットコイン等を要求する、こうしたものも最近は出でてきている、こういう状況でござります。

○吉川(元)委員 恐らく、どのようなネットワークも、それからコンピューター、それから複合機も含めて、攻撃の危険と隣り合わせという状態なんだろうと、いうふうに思います。

事業者のサイバーセキュリティ演習をNICTの集客に貢献

一部の独立行政法人を含めて百三十五の機関が参

加をしていただいております。
予算の範囲内で参加者を募るという形をとらせて
いただいておりますので、我々は強制すること

はありません。御要望を踏まえて予算の範囲内で実施をさせていただいていますので、最近は要望

方がふえておりまして、参加をお断りするというケースも出ているところでございます。
今後、そういうことが起こらないよう、安定期

的に、その対象規模も拡大できるように対策を講じてまいりたいというふうに考へておるものでござ

○吉川(元)委員 昨年、先ほどもお話ししましたが、日本年金機構における情報流出案件ですけれども、さります。

ども、大量の個人情報が流出をしてしまい、多くの方が非常に不安を感じて、また、直接ではない

ですけれども、これによつて振り込め詐欺的なものが幾つか発生をしたというふうにも報道等で報じられております。不審な電話があつたと人々が

報じられております。

二十二日に類似の標的型攻撃が行われ、百二十五万件の個人情報流出が判明した五月二十八日までの一ヶ月余りの間の、切効力強めはさらか、その一ヶ月余りの間の

の間、被重労災のおながいの、一ヶ月会合の間の、機構それから厚労省の双方の対応は大変すぎなんだ、というふうに聞いております。年金という老後の

生活を左右する貴重な個人情報を管理する機構、厚労省の個人情報保護に対する意識も希薄ではなかった。ところが、この問題は、今や大きな社会問題へと発展している。

かこたのかそこへいっしゆうにも感じておひます
そこで、今回のNICT、演習を実施するとい
うことでありますけれども、昨年日本年金機構を

舞台にして起きた事案を例として取り上げた場合、どの程度、こうした事案に対しても防衛効果とされるべきか。

しいですか そういうものか上げられるというふうに考えておられるのか、この点についていかがでしょうか。

○南政府参考人 年金機構の情報流出事案が起きました後に、実はサイバー防衛演習に初めて年金機構等、

機構さんも参加をしていたみたいだとこころでござい

ばかりか実質一名で、事案が発生した当時はちょうどマイナンバーの制度施行のための業務も担当していたといったふうにも報告されています。これが重要な個人情報を管理する厚労省のセキュリティー対策の実態かと思うと、ちょっとそこでは幾ら何でもといふに思わざるを得ません。

このようすに、廿
令塔であるサイバ
におきまして、内
各府省庁と連携の
なつてサイバーセ
の充実に取り組み
ろでござります。

ノイバーセキユリティー政策の司
一セキユリティ戦略本部のもと
内閣官房においても、引き続き、
強化を図りながら、政府一体と
セキュリティー確保のための体制
でまいりたいと考えて いるところ

さらに、IPAが持つインシデント対応等に係る知見を活用してサイバーセキュリティ戦略本部が行う監査、原因究明調査の事務の一部をIPAに委託することを内容とする、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出して、御審議をおいただいているところでござります。

のか、また行政組織においてはどのように活用されていくことが想定されるのか、お答えください。
〔原田(憲)委員長代理退席、委員長着席〕

○前田(泰)政府参考人 お答え申し上げます。

情報処理安全確保支援士でございますけれども、サイバーセキュリティーに関する高度でかつ実践的な知識あるいは技能 経験を持つ専門人材

演習は、いずれ今回の法改正で充実はしていく
んだろうと思ひます。ただ、同時に、行政組織に
おいてはまず人的な体制というのを整備しない
と、幾ら何でも一人で、しかも余り詳しくない人
がやるなんということは、幾ら演習をしたとして
も無理だというふうに思ひますので、行政機關の
各組織における情報セキュリティーの人的体制の
整備というのが必要だと思ひますし、そうしたこと
とをきちんとリーダーシップを持ってやっていく
司令塔としての役割、こうしたことはどの機関が
担つていくのか、この点についていかがお考えで
しょうか。

○吉川(元委員) ちょっとそれに関連してお聞きたいんですけど、たとえば、いろいろな組織があります。国の情報セキュリティの取りまとめ役としては、サイバーセキュリティ戦略本部だらうと思います。個々の施策を進める機関というのが複数存在しておりますし、例えば、内閣官房が所管するN I S S C、内閣サイバーセキュリティセンター、それから経産省所管のI P A、独立行政法人情報処理推進機構、そして、今まさに議論しておりますN I C T、これは総務省所管になつております。それぞれ、役割分担といいますか、あるいは各

さらに、本日御審議をいただいておりますNICT法の改正案によりまして、NICTが行う行政機関、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、NICTの有する演習基盤や、攻撃観測、分析で得られた技術的知見等を活用して、サイバーセキュリティ戦略本部と連携を図りつつ実施しようとするものでござります。

今後とも、こうした関係機関と一緒に緊密に連携をして、我が国におけるサイバーセキュリティに対する対策の強化を図つてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 非常に早口で、聞いていても、

を想定しております。情報処理安全確保支援士は、政府機関あるいは情報インフラの事業者あるいは重要な情報を保有する企業のユーチャー側及びこれらにサイバーセキュリティサービスを提供するベンダー側、双方において活用が期待されているところでござります。

行政機関におきましてどのようなサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針において具体化されることは、先月取りまとめられましたサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針において具体化されるとと思いますけれども、この支援士の積極的な活用も含めまして、ぜひお使いいただければという

委員御指摘の日本年金機構の事業でござりますけれども、サイバーセキュリティ戦略本部におきましては昨年の八月に原因究明の調査報告書を公表させていただきおりまして、これに基づいて、政府機関における所要の措置を講じているところでございます。

〔委員長退席、原田（憲）委員長代理着席〕
○吉川（元）委員 ちょっとそれに関連してお聞き
したいんです。
たくさんいろいろな組織があります。国の情報
セキュリティーの取りまとめ役としては、サイ
バーセキュリティ戦略本部だらうと思います。
個々の施策を進める機関というのが複数存在して
おりまして、例えば、内閣官房が所管するN I S S
C、内閣サイバーセキュリティセンター、それか
ら経産省所管のI P A、独立行政法人情報処理推
進機構、そして、今まさに議論しておりますN I
C T、これは総務省所管になつております。
それぞれ、役割分担といいますか、あるいは各
機関の連携の実態について、どういうふうになつ
ていくのか、このあたりについての説明をお願い
します。
○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。
今委員御指摘のサイバーセキュリティ戦略本部
でござりますけれども、サイバーセキュリティー

さらに、本日御審議をいただいておりますN.I.C.T法の改正案によりまして、N.I.C.Tが行う行政機関、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、N.I.C.Tの有する演習基盤や、攻撃観測、分析で得られた技術的知識等を活用して、サイバーセキュリティ戦略本部と連携を図りつつ実施しようとするものでござります。

今後とも、こうした関係機関と一緒に緊密に連携をして、我が国におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図つてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 非常に早口で、聞いていても、それぞれの組織がどういう関係を持つのかということが非常にわかりにくいくらいですけれども、業務が重なつたりですとか、重なる分はまだいいんですけれども、それはそっちでしようとすることでも、ぱっとあいてしまうようなところが出てくるのではないかというような危惧を持ちましたので、

情報を処理・安全確保支援士は、政府機関あるいは情報インフラの事業者あるいは重要な情報を保有する企業のユーザー側及びこれらにサイバーセキュリティサービスを提供するベンダー側、双方において活用が期待されているところでござります。

行政機関におきましてどのようなサイバーセキュリティ専門人材を活用するかにつきましては、先月取りまとめられましたサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針において具体化されると存じますけれども、この支援士の積極的な活用も含めまして、ぜひお使いいただければというふうに思つております。

○吉川(元)委員 そうしましたら、次に、NICTの業務体制について、ちょっとと二点ほどまとめをお聞きしたいと思います。

一つ目は、NICTというものは、ICT分野の基礎的、基盤的な分野の研究開発という役割を

委員御指摘のとおり、政府機関におけるサインバーセキュリティー対策の強化を図るためには、そのための体制を各府省庁において整備していくことが重要だと考えております。

○吉川(元)委員 ちよつとそれに関連してお聞きしたいんですけど、たくさんいろいろな組織があります。国の情報セキュリティの取りまとめ役としては、サイバーセキュリティ戦略本部だらうと思います。個々の施策を進める機関というのが複数存在しております。例えは、内閣官房が所管するNIS、内閣サイバーセキュリティセンター、それから経産省所管のIPA、独立行政法人情報処理推進機構、そして、今までに議論しておりますNTTCT、これは総務省所管になつております。

それぞれ、役割分担といいますか、あるいは各機関の連携の実態について、どういうふうになつていくのか、このあたりについての説明をお願いします。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のサイバーセキュリティ戦略本部でござりますけれども、サイバーセキュリティ政策の司令塔として、サイバーセキュリティ戦略の策定等、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進のための企画立案、総合調整を行つております。

さらに、本日御審議をいただいておりますNICT法の改正案によりまして、NICTが行う行政機関、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、NICTの有する演習基盤や、攻撃観測、分析で得られた技術的知識等を活用して、サイバーセキュリティ戦略本部と連携を図りつつ実施しようとするものでござります。

今後とも、こうした関係機関と一緒に緊密に連携をして、我が国におけるサイバーセキュリティに対する強化を図つてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 非常に早口で、聞いていても、それぞれの組織がどういう関係を持つのかというのが非常にわかりにくいくらいですけれども、業務が重なつたりですとか、重なる分はまだいいんですけれども、それはそつちでしようということではなく、あいまいなところが出てくるのではないかというような危惧を持ちましたので、しっかりと情報共有あるいは連携を図つていただきたいというふうに思います。

今回のサイバーセキュリティ基本法改正と並行して、情報処理促進法の改正案も審議されていく

情報を処理・安全確保支援士は、政府機関あるいは情報インフラの事業者あるいは重要な情報を保有する企業のユーザー側及びこれらにサイバーセキュリティサービスを提供するベンダー側、双方において活用が期待されているところでございました。

このため、先月でござりますけれども、サイバーセキュリティ戦略本部におきまして、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針というものを決定しております。

○吉川(元)委員 ちょっとそれに関連してお聞きしたいんですけど、たくさんいろいろな組織があります。国の情報セキュリティの取りまとめ役としては、サイバーセキュリティ戦略本部だらうと思います。個々の施策を進める機関というのが複数存在しておりますまして、例えば、内閣官房が所管するNIS、C、内閣サイバーセキュリティセンター、それから経産省所管のIPA、独立行政法人情報処理推進機構、そして、今までに議論しておりますNTTCT、これは総務省所管になっております。それぞれ、役割分担といいますか、あるいは各機関の連携の実態について、どういうふうになつていくのか、このあたりについての説明をお願いします。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のサイバーセキュリティ戦略本部でございますけれども、サイバーセキュリティ政策の司令塔として、サイバーセキュリティ戦略の策定等、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進のための企画立案、総合調整を行つております。

そして、NTTCTは、このサイバーセキュリティ戦略本部の事務局といたしまして、政府機関に係る不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の事務を行つております。

さらに、本日御審議をいただいておりますNICT法の改正案によりまして、NICTが行う行政機関、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、NICTの有する演習基盤や、攻撃観測、分析で得られた技術的知識等を活用して、サイバーセキュリティ戦略本部と連携を図りつつ実施しようとするものでござります。

今後とも、こうした関係機関と一緒に緊密に連携をして、我が国におけるサイバーセキュリティに対する対策の強化を図つてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 非常に早口で、聞いていても、それぞれの組織がどういう関係を持つのかということが非常にわかりにくいくらいですけれども、業務が重なつたりすとか、重なる分はまだいいんですけれども、それはそちでしようと、いふことで、ぱこつとあいまうようなところが出てくるのではないかというような危惧を持ちましたので、しっかりと情報共有あるいは連携を図つていただきたいというふうに思います。

今回のサイバーセキュリティ基本法改正と並行して、情報処理促進法の改正案も審議されていると聞いております。そこでは、サイバーセキュリティの専門家たる人材育成を目的に、サイバーセキュリティに関する相談・情報提供、助言を行なうことができる情報処理安全確保支援士といふ

を想定しております。

情報処理安全確保支援士は、政府機関あるいは情報インフラの事業者あるいは重要な情報を保有する企業のユーチュア側及びこれらにサイバーセキュリティサービスを提供するベンダー側、双方において活用が期待されているところでござります。

行政機関におきましてどのようなサイバーセキュリティ専門人材を活用するかにつきましては、先月取りまとめられましたサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針において具体化されると思いますが、この支援士の積極的な活用も含めまして、ぜひお使いいただければというふうに思つております。

○吉川(平)委員 そうしましたら、次に、NICTの業務体制について、ちょっと二点ほどまとめさせてお聞きしたいと思います。

一つ目は、NICTというのは、ICT分野の基礎的、基盤的な分野の研究開発という役割を担っております。今回、演習というものがまた業務として加わっていくわけでありますから、そうなった場合の機構の人的体制やあるいは組織図はどういうふうに変わるのが、基礎的、基盤的な研究がおろそかになるということがあつては本末転倒だというふうに思いますので、この点をまず一 点お聞きしたいということ。

それから、NICTのホームページを見ますと、

この中で、各府省庁は、平成二十八年度に新設をいたしましたサイバーセキュリティ・情報化審議官等の主導のもと、セキュリティ、ＩＴに係る体制の整備、あるいは人材の拡充等に取り組むこととしております。

○吉川(元)委員 ちょっとそれに関連してお聞きたいんです。

たくさんいろいろな組織があります。国情報セキュリティの取りまとめ役としては、サイバーセキュリティ戦略本部だらうと思います。個々の施策を進める機関というのが複数存在しておりまして、例えば、内閣官房が所管するNICT、内閣サイバーセキュリティセンター、それから経産省所管のIPA、独立行政法人情報処理推進機構、そして、今までに議論しておりますNICT、これは総務省所管になつております。

それぞれ、役割分担といいますか、あるいは各機関の連携の実態について、どういうふうになつていくのか、このあたりについての説明をお願いします。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のサイバーセキュリティ戦略本部でござりますけれども、サイバーセキュリティ政策の司令塔として、サイバーセキュリティ戦略の策定等、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進のための企画立案、総合調整を行つております。

そして、NISCはこのサイバーセキュリティ戦略本部の事務局といたしまして、政府機関における専門的な知見の共有等の観点からパートナーとして、連携を図つてきていいところでございます。

また、IPAそれからNICTとの間において、それぞれの機関において専門的な知識の共有等の観点からパートナーとして、連携を図つてきていい

さらに、本日御審議をいただいておりますNICT法の改正案によりまして、NICTが行う行政機関、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習について、NICTの有する演習基盤や、攻撃観測、分析で得られた技術的知識等を活用して、サイバーセキュリティ戦略本部と連携を図りつつ実施しようとするものでござります。

今後とも、こうした関係機関と一層緊密に連携をして、我が国におけるサイバーセキュリティに対する強化を図つてまいりたいと考えております。

○吉川（元）委員 非常に早口で、聞いていても、それぞれの組織がどういう関係を持つのかというのが非常にわかりにくいくらいですけれども、業務が重なつたりですとか、重なる分はまだいいんですけれども、それはそちでしようということではなくつとあいまうようなところが出てくるのではないかというような危惧を持ちましたので、しっかりと情報共有あるいは連携を図つていただきたいというふうに思います。

今回のサイバーセキュリティ基本法改正と並行して、情報処理促進法の改正案も審議されておりと聞いております。そこでは、サイバーセキュリティ専門家たる人材育成を目的に、サイバーセキュリティに関する相談、情報提供、助言を行なうことができる情報処理安全確保支援士という資格を創設するというふうにも聞いております。

当面、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックまでの間に三万人の人材を確保したいとすることですが、この支援士というものは、どういった役割を果たすことが期待をされている

情報を確実に保有する企業のユーザー側及びこれらにサイバーセキュリティサービスを提供するベンダー側、双方において活用が期待されているところでございました。

行政機関におきましてどのようなサイバーセキュリティナーの専門人材を活用するかにつきましては、先月取りまとめられましたサイバーセキュリティ人材育成総合強化方針において具体化されると存じますけれども、この支援士の積極的な活用も含めまして、ぜひお使いいただければというふうに思つております。

○吉川(元)委員 そうしましたら、次に、NICTの業務体制について、ちょっと二点ほどまとめをお聞きしたいと思います。

一つ目は、NICTというのは、ICT分野の基礎的、基盤的な分野の研究開発という役割を担つております。今回、演習というものがまた業務として加わつていくわけでありますから、そなつた場合の機構の人的体制やあるいは組織図はどういうふうに変わるのが、基礎的、基盤的な研究がおろそかになるということがあつては本末転倒だというふうに思ひますので、この点をまず一点お聞きしたいということ。

それから、NICTのホームページを見ますと、二〇一四年度事業報告書では五百七十七億円の繰越欠損金が計上されております。これは、中身はどういうものなのか。それから、中長期目標でも、「繰越欠損金の着実な縮減」、これは総務省と財務省でつくられた目標ということになるのかと思いま

ますが、これは具体的にどのようにその計画を進めていくお考えなのか。

この二点についてお聞きします。

○南政府参考人 一問目の御指摘につきましてお答えをさせていただきます。

今回、演習業務を追加するに当たりまして、ICT分野の基盤的、基礎的な研究開発を行うといふ機構本来の役割に支障を来すことがあってはならないというふうに考えておりますので、必要な財政措置を含めて、総務省として十分に留意しながら進めたいと思っておりますし、受け入れ体制の強化につきましても、今般の業務追加を受けまして、NICTの中にこの演習業務を専門的に行う組織を新たに整備するなど、具体的な準備を進めまいりたいというふうに思っております。

○富永政府参考人 御指摘の二点目についてお答え申し上げます。

情報通信研究機構の民間基盤技術研究促進事業、これは、情報通信分野の基盤技術研究を促進するということで、広く民間企業から研究開発課題を公募いたしまして、研究開発を委託する事業でございまして、平成二十二年度からは新規案件の募集を停止しております。

この事業では、研究開発委託費がまず一括して費用として計上されまして、繰越欠損金として累積されます。研究開発終了後に、研究開発の成果物である製品等に係る売り上げが生じた際に、その一部を納付してもらうスキームとなつております。

しかしながら、企業を取り巻く事業環境の変化などによりまして、製品等の売り上げによる黒字化のめどが立たなくなつたことなどから、平成二十六年度末時点では、繰越欠損金といたしまして累積された額が約五百七十四億円となつております。

総務省では、今年度から的新たな中長期目標におきまして、NICTに対しまして、繰越欠損金の着実な縮減に向けた取り組みを指示してございました。

NICTでは、この目標に基づきまして、今年度からの中長期計画におきまして、経営、知的財産等の各分野の外部専門家を活用して売り上げ向上に向けた課題を把握し、実効性ある改善策を助言するなど、繰越欠損金の縮減に向けた取り組みを着実かつ効率的、効果的に進めるここととしております。

○遠山委員長 この取り組みが着実に実施されるよう、しっかりと注視してまいります。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので、終わります。

○遠山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

一言、委員長から、委員各位に申し上げます。

本日の法案審議の委員会におきまして、委員会の品位を疑われるような発言があり、委員長としては遺憾に思います。今後は、委員会として充実した審議を行うよう、委員長として、委員各位に要請をいたします。

○遠山委員長 これより討論に入ります。

○梅村委員 討論の申し出がありますので、これを許します。

○遠山委員長 これより討論に入ります。

○梅村(元)君 討論の申し出がありますので、これを許します。

○遠山委員長 これより討論に入ります。

NICTの信用基金の剩余金の運用益で行うとしています。もともと、信用基金への出資金のうち、一兆八億円は旧日本開発銀行時代のものであり、いわば国民の税金も原資とした基金であります。

次に、機構法改正案についてです。

本法案は、NICTの業務に國の行政機關、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習を追加します。

国民のために安全で安心な情報通信ネットワーク環境を実現することは極めて重要です。

しかし、この業務について、総務大臣がNICTの中長期目標の認可、変更をする際に、国家安全保障会議と密接に連携するサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聞くとしています。

新日米ガイドラインに、サイバー空間の安全保障分野の連携強化に取り組むと位置づけられています。研究開発機構であるNICTが安全保障上の役割も担わされることになりかねません。

なお、電気通信基盤臨時措置法について、我が党は、事業で利益を上げる大企業への支援であると反対してきました。廃止は当然と考えます。

以上、表明して、討論とします。(拍手)

○遠山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠山委員長 次回は、来る十二日火曜日午後一時二十分理事会 午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○遠山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成二十八年六月一日印刷

平成二十八年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

P